

II 調査結果に基づく勧告

1 手数料等の適正化の推進

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(利用者の金銭的負担)</p> <p>国の検査検定制度及び資格制度における検査、検定、試験、講習、登録等（以下「検査等」という。）に係る経費については、受益者負担の観点から、これを受ける者（以下「受験者等」という。）が、検査料、検定料、受験料、受講料、登録料等（以下「手数料等」という。）として負担している。</p> <p>手数料等の額は、法令又は条例により定められている場合と、公益法人等の検査等の実施主体により独自に定められている場合がある。</p> <p>(公益法人の指導監督)</p> <p>検査検定制度及び資格制度については、その多くの場合において、公益法人が検査等の実施主体として関与している。</p> <p>公益法人のうち、特例民法法人については、所管府省又は所管都道府県により、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等に基づく指導監督が行われている。</p> <p>一方、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人については、内閣府又は都道府県により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）等に基づく監督（注）が行われるが、検査等の事業については、これらの制度を所管する府省及び都道府県による指導監督が行われている。</p> <p>（注） 内閣府及び都道府県は、「公益社団法人及び公益財団法人」に対しては、事業活動の状況等に係る報告徴収、立入検査、勧告、命令、公益認定の取消し等の手段を通じてこれを監督し、「一般社団法人及び一般財団法人」に対しては、公益目的支出計画の履行を確保する観点から、これを監督することとされている。</p> <p>(対価を伴う公益事業の収入と支出の均衡)</p> <p>特例民法法人が検査等の対価を伴う公益事業を行う場合には、指導監督基準により、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされている。</p> <p>また、公益社団法人及び公益財団法人が認定法第2条第4項に定められる公益目的事業として検査等を行う場合には、同法第14条により、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとされている。</p> <p>さらに、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）においては、公益法人が行う委託等事業（注1）の手数料等は官庁が決定し、推薦等事業（注2）に係るものは過大な収益とならないよう法人が決定することとされている。</p> <p>（注） 1 事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。 2 法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が</p>	<p>表 I-1-(2)-d 表 I-2-(2)-e</p> <p>表 I-1-(2)-b 表 I-2-(2)-c</p> <p>表 II-1-①</p> <p>表 II-1-①</p> <p>表 II-1-①</p>

<p>独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。</p> <p>(手数料等に係る積算根拠の公開)</p> <p>公益法人が国から委託等を受けて行っている検査等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。)において、委託等に係る事務・事業の手数料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開することとされている。</p> <p>また、後述(1)のとおり、国民から手数料等の算出方法を明らかにしてほしいとの要望があることから、所管府省が積算根拠を公開することにより事業の透明化を図り、手数料等の額が必要以上の利益を得るものとなっていないことについて、説明責任を果たしていくことが求められている。</p> <p>なお、検査検定制及資格制度の実施主体として、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人がある。これらの法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)により、事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっていること、その対価の額は所管府省によって決定されること、対価の額及び積算根拠がインターネットで公表されていること、所管府省が事務・事業の定期的な見直しを行うことなど、手数料等の適正化に係る事項について、公益法人と同様の措置が求められている。</p>	<p>表Ⅱ-1-②</p> <p>表Ⅱ-1-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>(1) 手数料等の引下げ等を求める国民からの意見要望</p> <p>今回、検査検定制及資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ(注)、644件の意見要望のうち、手数料等の引下げ等を求める意見が259件(40.2%)あり、その中には、以下のようなものがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 手数料等の算出方法を明らかにしてほしい(16件) ii) 更新検査は新規検査と比べて審査に手間が掛からないと思われることから、検査料を安くしてほしい(3件) iii) 検査の実施件数等に応じて手数料等を割り引いてほしい(80件) iv) 資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい(13件) v) 講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合は、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい(11件) <p>(注) ①内閣府の「国民の声」(平成22年2月17日から同年6月17日まで)、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集(平成22年7月1日から同月23日まで)、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査(資格取得者等からの意見聴取(平成22年10月1日から同年11月30日まで))により把握</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-①</p>

握した。

(2) 手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況

今回、上記(1)の意見要望等を踏まえ、当省が詳細調査の対象とした 31 検査検定制度及び 108 資格制度(注)について、これらの制度所管府省と関係公益法人 142 法人に対して、検査等の事業ごとに手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況を調査した結果、以下の状況がみられた。

(注) 当省が把握した 134 検査検定制度及び 313 資格制度の中から、次のいずれかに該当するものを抽出した。

- ① 国民からの意見要望(平成 22 年 7 月 1 日から同月 23 日までの間にホームページで受け付けたもの)が寄せられた制度及び新聞報道等により問題が指摘された制度
- ② 手数料等が 10 万円以上となっている資格制度
- ③ 内部留保率が 25%以上の公益法人により実施されている制度
- ④ 常勤役員の平均報酬額(年額)が 1,200 万円以上の公益法人により実施されている制度

ア 手数料等の設定・見直し状況等

(ア) 手数料等の積算根拠の有無

検査等の対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該事業を行う公益法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされていることから、手数料等は、このことを踏まえた明確な積算根拠に基づき設定される必要がある。

しかしながら、今回、当省が詳細調査の対象とした 142 公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている 138 法人の 332 事業(検査検定制度 87 事業及び資格制度 245 事業)について、事業ごとに手数料等の積算根拠を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 検査検定制度については、手数料等の額の妥当性を検証できる内容の積算資料(1件当たりの手数料等に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額と内訳を確認できるもの。以下同じ。)がないものや、一部の内容(1件当たりの手数料等に占める科目ごとの総額等。以下同じ。)しか確認できないものなど、合わせて 31 法人の 41 事業(47.1%)において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。

② 資格制度については、積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、合わせて 56 法人の 134 事業(54.7%)において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。

(イ) 手数料等の設定・見直し状況

検査等の手数料等については、収入と支出の均衡を図り、これを踏まえ、設定する必要がある。また、手数料等の設定後においても、必要以上の利益が生じていないかを検証し、これを見直していく必要がある。

表 II - 1 - (2) - ア
- (ア) - ①

表 II - 1 - (2) - ア
- (ア) - ②

表 II - 1 - (2) - ア
- (ア) - ③

<p>今回、詳細調査した 142 公益法人の中には、公益事業に係る収入と支出の均衡及び利用者負担の軽減を図る観点から、①収入超過により剰余金が発生したことから、これを原資にして手数料等を引き下げることとしているもの（社会福祉士等 4 制度）、②講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの（建築設備検査資格者等 2 制度）、③講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの（整備主任者）など、手数料等の見直し等を行っているものがある。</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ① - a、b 表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ② - a、b 表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ③</p>
<p>しかしながら、その一方で、次のとおり、手数料等の設定・見直しが適切に行われておらず、改善する必要があるものがみられた。</p>	
<p>① 型式認定の申請の審査を行う審査委員会において、一度に複数の案件を処理しているにもかかわらず、1 件当たりの認定料の積算に同委員会経費の全額を計上し、認定料が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの（普通自転車の型式認定等 4 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ④ - a ~ d</p>
<p>② 毎年、事業収入の 10% に当たる約 3 億円の事業活動収支差額（剰余金）が発生するなど、収入超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの（遊技機の型式検定等 5 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑤ - a ~ e</p>
<p>③ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、受講料の見直しを検討する必要があるもの（水道技術管理者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑥</p>
<p>④ 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの（旅行業務取扱管理者等 2 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑦ - a、b</p>
<p>⑤ 試験の全部が免除されているにもかかわらず、全科目を受験する者と同額の受験料を徴収するなど、受験料を割り引いていないもの（公害防止管理者等 19 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑧ - a ~ q</p>
<p>⑥ 審査業務の途中段階で不適合になることが判明し、申請者の希望に応じて審査を途中で終了する場合など、審査業務の省略化に応じ、手数料等を割り引く余地があるもの（遊技機の型式検定等 3 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑨ - a ~ c</p>
<p>⑦ インターネットサイトからダウンロードすることが可能であり、また、既に所持していることも予想される法規に係るテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者等 4 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑩ - a ~ d</p>
<p>⑧ 講習の修了者が日常業務を遂行する際に参考とするものであり、必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（水道技術管理者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑪</p>
<p>⑨ 他の資格の講習に用いるものと比べて高額（2 万 2,000 円）なテキスト代を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑫</p>

<p>⑩ 講習で使用するテキストの代金が受講料に含まれており、テキスト本体の価格を表示していないことから、金額の妥当性を検証できないものや、受講料に占めるテキストの代金の割合が 30%を超過しているもの（食鳥処理衛生管理者等 11 制度）</p> <p>⑪ 利用者負担の軽減の観点から、資格制度における登録料について当該資格の登録事業の業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要があるもの（登録事務のある資格制度）</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-ア- (イ)-⑬-a、b</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-ア- (イ)-⑭-a、b</p>
<p>イ 手数料等の積算根拠の公開状況 (委託等事業における公開状況)</p> <p>改革実施計画においては、委託等に係る事務・事業の手数料等について、制度所管府省が、その積算根拠をインターネットで公開することとされているが、公開する具体的内容までは定められていない。</p> <p>しかしながら、受験者等への説明責任を果たすためには、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠を公開することが必要と考えられる。</p> <p>今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制制度及び資格制度の中で公益法人が委託等事業として実施している検査等の 95 事業（検査検定制制度：18 法人の 21 事業を 4 府省が所管、資格制度：44 法人の 74 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 検査検定制制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 13 法人の 13 事業（61.9%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 4 法人の 7 事業（33.3%）（3 府省）となっている。</p> <p>② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 11 法人の 13 事業（17.6%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 35 法人の 61 事業（82.4%）（6 府省）となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-イ- ①</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ- ②</p>
<p>(推薦等事業における公開状況)</p> <p>上記のとおり、改革実施計画において、委託等事業の手数料等の積算根拠については、制度所管府省がインターネットで公開することとされているが、推薦等事業については言及されていない。</p> <p>今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制制度及び資格制度の中で公益法人が推薦等事業として実施している検査等の 237 事業（検査検定制制度：46 法人の 66 事業を 7 府省が所管、資格制度：64 法人の 171 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインタ</p>	

<p>ーネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 検査検定制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 27 法人の 39 事業 (59.1%) (5 府省)、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 20 法人の 27 事業 (40.9%) (5 府省) となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p> <p>② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 59 法人の 164 事業 (95.9%) (6 府省)、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 5 法人の 7 事業 (4.1%) (3 府省) となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p> <p>しかしながら、受験者等の立場からみると、推薦等事業であっても、受益者負担の観点から手数料等を納付することは委託等事業と全く同じであることから、受験者等が手数料等の額の妥当性を検証することができるように、委託等事業と同様、推薦等事業についても積算根拠を公開する必要があると考えられる。</p> <p>(事業の実施主体における公開状況)</p> <p>改革実施計画においては、手数料等の積算根拠をインターネットにより公開することについて、委託等事業又は推薦等事業にかかわらず、事業の実施主体は義務付けられていない。</p> <p>今回、当省が、詳細調査の対象とした 142 公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている 138 法人の 332 事業 (検査検定制度 87 事業及び資格制度 245 事業) について、各法人が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されているものは 1 法人 (1 事業) のみとなっていた。</p> <p>しかしながら、受験者等は、検査検定制度及び資格制度に係る情報について、手数料等や申請手続等が詳細に掲載されている公益法人のホームページから入手しているとみられることから、説明責任を果たすことに加え、公益事業の透明性の確保の観点からも、制度所管府省だけではなく、事業の実施主体である公益法人のホームページにおいても手数料等の積算根拠を公開する必要があると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度において、検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 手数料等の積算資料がないもの及び一部の内容しか確認できないものにつ</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥</p>
---	---

いては、手数料等の妥当性を検証すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

② 手数料等の設定・見直しについて、不適切な例として個別に指摘しているものについては、次のとおり、速やかに改善のための措置を講ずること。

また、viiテキスト代金の引下げの検討及びviii登録料の妥当性の検証に係る事項については、問題を指摘していない制度についても、利用者の負担軽減の観点から検証等を行い、改善が必要なものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。

i 積算の内容が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの等については、実費を踏まえ、これを見直すこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省)

ii 収入超過による剰余金が発生しているものについては、これを原資にして、手数料等を引き下げるなどの見直しを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

iii 事業経費を削減したものについては、今後の収支状況を勘案し、手数料等の引下げについて検討すること。(厚生労働省)

iv 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の手数料等に差額を設けているものについては、妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。(経済産業省、国土交通省、環境省)

v 試験の全部又は一部を免除しているものについては、これに合わせて、手数料等を引き下げる。なお、当該割引可能額を割引制度導入の際に増加する経費が上回る場合など、割引制度の導入が困難な場合は、その理由、積算根拠等を公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

vi 審査業務の全部又は一部を省略しているものについては、これに合わせて、手数料等の引下げなどを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省)

vii テキスト代金を含む受講料を徴収している場合には、(i)インターネットサイトからダウンロードすることが可能であるものや既に所持していることが予想されるもの、(ii)講習においては必ずしも使用しないもの、(iii)必要以上に高額となっているもの、(iv)テキスト本体の価格を表示しておらず、利用者が金額の妥当性を検証できないもの、(v)受講料に占めるテキスト代金の割合が高いものなど、利用者に過度な負担をかけている場合は、これを改善するとともに、必要に応じ、テキスト代金の引下げを検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

viii 登録料の設定に当たっては、利用者負担の軽減の観点から、各資格制度における登録事業の業務量に見合ったものとなっているかについて、特に

人件費の多寡に留意しつつ、その額の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。(金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

③ 手数料等の積算根拠の公開について、次の措置を講ずること。

i 委託等事業に係る手数料等の積算根拠を公開していないもの及びその内容が不十分となっているものについては、速やかにこれを適切に公表すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

ii 推薦等事業の所管府省は、委託等事業と同様に、推薦等事業についても、公益事業の透明性の確保及び受験者等に対する説明責任を果たす観点から、原則として、手数料等の積算根拠をインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

また、内閣府は、推薦等事業の所管府省における積算根拠の公開の実施状況について、毎年度の「特例民法法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなどのフォローアップを行うこと。

iii 事業の実施主体である公益法人による手数料等に係る積算根拠のインターネットにおける公開について検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞

- ２．公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙１のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
- ３．また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙２のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。

（別紙１）公益法人の設立許可及び指導監督基準＜抜粋＞

２．事業

- （５）対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

（別紙２）公益法人に対する検査等の委託等に関する基準＜抜粋＞

１．検査等の公益法人への委託等

- （２）検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- （６）検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

２．検査等の推薦等

- （６）推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成８年１２月１９日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

（基準）

- （５）対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

（運用指針）

- （１）公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- （２）このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければなら

ない。

(3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

○ **公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）〈抜粋〉**

（公益認定の基準）

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 ～ 五 （略）

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（公益目的事業の収入）

第 14 条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）＜抜粋＞

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せインターネットで公開する。

(略)

(5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－③ 特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人
の指導・監督に係る関係規定

○ 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定) <抜粋>

2. 事業

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

○ 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定) <抜粋>

2 業務の見直しに関する事項

(2) 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるような適切な手段により公表されていること。

(5) 法律の規定に基づき法人が行っている事務・事業を所管する府省は、法令に定められたところにより、当該法人の指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努めていること。

3 法人の機関等に関する事項

(4) 企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適正な会計処理が行われていること。

5 定期的な見直し

各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－(1)－① 手数料等の引下げ等を求める国民からの意見

意見の概要	件数	個別の内容（主なもの）
検査手数料等の算出方法を明らかにしてほしい。	16	同じ検査を実施した場合でも、請求される検査手数料が異なることがあるので、検査手数料の請求に当たっては、その算出方法を明らかにしてほしい。
		資格者証の更新手数料が高額であるので、その算出方法を明らかにしてほしい。
更新検査は新規検査と比べて審査に手間が掛からないと思われるので、更新検査の手数を安くしてほしい。	3	現場審査を要する新規検査手数料に比べて、書類審査のみである更新審査手数料に割高感がある。
検査の実施件数などに応じて手数料を割引してほしい。	80	一回の検査で複数台の製品を検査する場合、検査手数料を割引してほしい。
		検査には丸一日かかるものと、数時間で終わるものがあるが、どちらも同じ検査手数料であるので、検査に時間を要しないもの場合の手数を割引してほしい。
資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい。	13	一回で合格するのは難しい試験なので何度も受験する者が多く、科目合格制が採用されているが、全科目受験する者と一部科目のみ受験する者が同じ受験料なのはおかしいので、科目免除の場合は受験料を減額してほしい。
		学科試験合格後に実技試験を受験することになるが、学科試験で不合格であっても実技試験分の受験料が返還されないのはおかしいと思うので、学科試験と実技試験の受験料を分けて、不公平感をなくしてほしい。
講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい。	11	講習で使用するテキストについて、既に所持している場合や職場にあるものを講習時に借用することができる場合もあるので、希望者だけ購入する仕組みにし、法改正やテキストの変更部分を抜粋したものだけを配布するなどして、テキスト購入に係る費用が軽減されるよう工夫してほしい。
		再講習では前回講習時と全く同じテキストが使用された。テキストを持参する場合には、受講料からテキスト代を割り引いてほしい。
受験申込書を無料で配布してほしい。	6	受験申込書が有料の場合、受験者が多いときは、会社にとっては申込書を手に入れるだけで負担となるので、申込書を無料で配布してほしい。
		インターネットからダウンロードする方法などにより、申込書を無料で配布してほしい。
講習の実施場所が遠方である場合や講習期間が長い場合、交通費や旅費の負担が大きいのでなんとかしてほしい。	39	講習は東京のみで実施されており、講習期間中、東京に滞在して受講している人や、新幹線で毎日通っている人もおり、宿泊費や交通費を負担に感じている。
		試験会場が遠方にあり、資格を取得するためには宿泊費や交通費がかかり経済的負担も大きいので、試験会場を増やしてほしい。

(注) 以下の方法により聴取等した結果に基づき当省が作成した。なお、寄せられた意見の総数は644件であり、そのうち手数料の引下げ等を求める意見を掲載している。

- ・内閣府の「国民の声」における意見要望（平成22年2月17日～同年6月17日）
- ・総務省行政評価局がホームページにおいて国民から聴取した意見要望（平成22年7月1日～同月23日）
- ・総務省管区行政評価局等が全国で実地調査し、受検者、資格取得者及び関係団体等から聴取した意見要望（平成22年10月1日～同年11月30日）

表Ⅱ－１－(2)－ア－(ア)－① 所管府省が公開している積算根拠の例（文部科学省：技術士）

第二次試験受験手数料	
料金	14,000 円
積算根拠	<p>3,782 円（人件費）＋10,265 円（物件費）＝14,000 円</p> <p>人件費：職員給与 110,157 千円 福利厚生費 10,355 千円 退職手当引当金 3,188 千円 計 123,700 千円</p> <p>$123,700 \text{ 千円} \div (1,820 \text{ 時間/年} \times 11.5 \text{ 人}) = 5,910 \text{ 円/時間}$</p> <p>$5,910 \text{ 円} \times 0.64 \text{ 時間/件} = 3,782 \text{ 円/件}$</p> <p>物件費：委員手当 2,095 円/件 諸謝金 2,215 円/件 職員旅費 118 円/件 委員等旅費 558 円/件 印刷製本費 524 円/件 通信運搬費 261 円/件 賃借料 1,158 円/件 賃金 699 円/件 電算機システム費 52 円/件 事務所等賃借料 1,226 円/件 その他 1,359 円/件 計 10,265 円/件</p>

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-② 調査対象法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の内容

法人名	検査検定制度名	手数料の積算根拠の内容
(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定	○
(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	○
(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定	△
	特殊消防用設備等の性能評価	△
(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定	△
(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定	○
(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○
(財) 日本防災協会	防災性能の確認	△
(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定(端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認)	△
(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認	○
(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定	○
(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定	△
(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定	×
	特定電気用品の適合性検査	×
(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認	△
	放射性同位元素の使用施設等の検査	△
	放射性同位元素等の運搬物確認	△
(財) 日本食品分析センター	製品検査	○
(財) 食品環境検査協会	製品検査	○
(財) 日本冷凍食品検査協会	製品検査	×
(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査	×
	小型ボイラー等の個別検定	×
(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査	×
	小型ボイラー等の個別検定	×
(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査	×
(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定	×
(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査	○
(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査	○
(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査	△
(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査	×
	構造方法等の認定	○
(財) 日本ガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	△
	特別特定製品の適合性検査	△
	ガス工作物の使用前検査	△
	特定ガス用品の適合性検査	△
(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	△
(財) 電気安全環境研究所	特別特定製品の適合性検査	○
	特定電気用品の適合性検査	○
(財) 日本品質保証機構	特定電気用品の適合性検査	△
	特定計量器の検定	○
(財) 日本燃焼機器検査協会	特別特定製品の適合性検査	△
	特別特定製品の適合性検査	○
(財) 日本文化用品安全試験所	特別特定製品の適合性検査	○
	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査	×
	構造方法等の認定	○
	型式適合認定	○
(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査	×
	構造方法等の認定	○
	型式適合認定	○

法人名	検査検定制度名	手数料の積算根拠の内容	
(財) 日本建築総合試験所	建築物等の確認・検査	×	
	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	○	
(財) 建材試験センター	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本建築防災協会	構造方法等の認定	○	
(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査	×	
	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 小林理学研究所	構造方法等の認定	○	
(財) 日本紡績検査協会	構造方法等の認定	○	
(財) 東海技術センター	構造方法等の認定	○	
(社) 日本免震構造協会	構造方法等の認定	○	
(社) 日本膜構造協会	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本住宅・木材技術センター	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	×	
(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	×	
(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	○	
(社) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	×	
(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 気象業務支援センター	気象測器の検定	○	
(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査	○	
	危険物のコンテナへの収納検査	○	
(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査	○	
	危険物の積付検査	○	
	液状化物質の積付け検査	○	
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	△	
(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査	○	
(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査	○	
59法人	延べ87制度	法人数	事業数
○		35	46 (52.9)
△		11	18 (20.7)
×		20	23 (26.4)
合計		66	87 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額と内訳が確認できるもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ確認できるもの、×印は積算根拠がないものを示す。
3 手数料の積算根拠の内容欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告(注4)以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。
4 本調査の途上において、申請書類の提出等に当たり過度の負担を求めている状況などがみられたことから、各制度の所管府省及び実施主体において、新年度の事業計画等に反映させることなどにより、早期に改善を行うなどの自主的な取組を進めるため、平成22年12月28日に調査の状況を中間的に公表したものを。

表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦-③ 調査対象法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の内容

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	○
		講習(認定)	○
		講習(主任)	○
		講習(養成施設)	○
(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習	△
		講習	○
(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者	試験	○
	工事担任者	講習(養成施設)	○
(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	○
	消防設備士	試験	○
(財) 日本防火協会	防火管理者	講習	△
	防災管理者	講習	○
(財) 日本消防設備安全センター	消防設備点検資格者	講習	△
	防火対象物点検資格者	講習	△
	自衛消防組織統括管理者	講習	△
	防災管理点検資格者	講習	△
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	×
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	○
(社) 日本技術士会	技術士	試験	○
		登録	○
(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	講習	×
(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	○
(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	試験	○
		講習	○
(社) 日本アイソトープ協会	放射線取扱主任者	講習	△
	作業環境測定士	講習	△
(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	△
		登録	○
(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	講習	△
(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	×
(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	○
	食鳥処理衛生管理者	講習	○
(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	試験	○
		講習	○
		講習	○
(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業監督者	講習	○
	清掃作業従事者	講習	○
(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	○
		試験	○
(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	○
(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	○
(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	○
(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	○
(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	○
(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	×
(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	×
(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	○
		登録	○
	介護福祉士	試験	○
		登録	○
精神保健福祉士	試験	○	
	登録	○	
(財) 理容師美容師試験研修センター	管理理容師	講習	△
	管理美容師	講習	△
	理容師	試験	○
	理容師	登録	○
	美容師	試験	○
	美容師	登録	○
(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校	理容師	講習(養成施設)	×
	美容師	講習(養成施設)	×
(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	講習	×
(社) 日本水道協会	水道技術管理者	講習	○
(財) 給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者	試験	○
		試験	○
	ボイラー技士	試験	○
	クレーン・デリック運転士	試験	○
	移動式クレーン運転士	試験	○
	発破技士	試験	○
(財) 安全衛生技術試験協会	労働衛生コンサルタント	試験	○
	作業環境測定士	試験	○

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(社) 日本ボイラ協会	ボイラー技士	講習	×
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	×
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(社) 日本クレーン協会	クレーン・デリック運転士	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
(財) 産業教育センター	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	○
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	ガス溶接技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	○
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	講習	○
	船内荷役作業主任者	講習	○
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
	有機溶剤作業主任者	講習	○
(社) 労働技能講習協会	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	ガス溶接技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	×
(社) 建設荷役車両安全技術協会	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
(社) 東京労働基準協会連合会	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接者技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(社) 愛知労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	△
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	△
	鉛作業主任者	講習	△
	有機溶剤作業主任者	講習	△
	石綿作業主任者	講習	△
	ガス溶接技能講習修了者	講習	△
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	△
(社) 大阪労働基準連合会	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
(社) 広島県労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
(社) 香川労働基準協会	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
(財) 日本産業技能教習協会	石綿作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	×
車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	×	
(社) 東京都火薬類保安協会	発破技士	講習	△
	コンクリート破砕機作業主任者	講習	×
(財) 省エネルギーセンター	エネルギー管理士	試験 講習	○ ○
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	試験	○
	電気工事士	交付	○
(財) 電気工事技術講習センター	特種電気工事資格者	試験	○
	認定電気工事従事者	講習	△
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	講習	△
		講習	△
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	○
		交付	○
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者（共管）	試験	○
		講習	△
	公害防止管理者（共管）	試験	○
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者（共管）	講習	△
(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	△
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	×
		講習	○
	旅程管理者のうち主任	講習	△

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容	
(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	講習	×	
(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	講習	×	
(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	○	
(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	×	
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	○	
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	○	
	電気工事施工管理技士	試験	○	
(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	△	
(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	×	
(社) 全日本不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
		試験	○	
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習(実務)	△	
		講習(交付)	△	
(財) 日本建築防災協会※	特殊建築物等調査資格者	講習	△	
(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者(ダム)	試験	△	
(財) 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引主任者	試験	○	
(社) 不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
(社) 日本住宅建設産業協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
		試験	○	
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	△	
	旅程管理者のうち主任	講習	△	
(社) 日本自動車整備振興会連合会	自動車整備士	試験	○	
	整備主任者	講習	—	
(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	○	
		登録	○	
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	○	
		登録	○	
(財) 全国建設研修センター	土木施工管理技士	試験	○	
	管工事施工管理技士	試験	○	
	造園施工管理技士	試験	○	
	ダム管理主任技術者(ダム)	講習	△	
	土地区画整理士	試験	○	
	監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	○	
(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	△	
	建築設備検査資格者	講習	△	
(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	○	
	建築設備士	試験	×	
(社) 日本建築士会連合会	建築士	登録	○	
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	×	
(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	交付	○	
(財) マンション管理センター	マンション管理士	試験	○	
		講習	△	
		登録	○	
(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	△	
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	○	
		講習	○	
	浄化槽検査員	講習	○	
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	○	
(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	×	
92法人	延べ220制度	246事業	法人数	事業数
	○		49	111 (45.3)
	△		27	44 (18.0)
	×		29	90 (36.7)
	合計		105	245 (100.0)
	—		1	1

- 注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳が確認できるもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ確認できるもの、×印は積算根拠がないもの、—印は他法人の指導等が主な業務で事業の主担ではないものを示す。
3 手数料の積算根拠の内容欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-a

件名	収入超過により剰余金が発生したことから、受験料を引き下げることとしているもの【推奨】																																				
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	60人 (5人)																												
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)																												
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号) 精神保健福祉士法施行令(平成10年政令第5号)																																				
<p>社会福祉士及び介護福祉士法第4条により、社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有するとされており、同法第39条により、介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有するとされている。また、精神保健福祉法第4条により、精神保健福祉士試験に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するとされている。これら3資格に係る試験事務については、厚生労働大臣の指定を受けた「財団法人社会福祉振興・試験センター」が行っている。</p> <p>上記3資格の取得に係る試験の受験料は、それぞれ政令により定められているが、同法人が保有する平成21年度末の積立金が39.5億円(試験事業安定積立金(28.0億円)、登録事業安定積立資産(6.4億円)、公益事業拡充資金等資産(5.1億円))に達したことから、これら積立金を原資にして、下表のとおり、社会福祉士及び介護福祉士については平成21年度から受験料を引き下げており、精神保健福祉士については平成23年度から受験料を引き下げることとしている。</p>																																					
<p>表 社会福祉士、介護福祉士及び精神福祉士の資格取得に係る受験料の引下げ実績及び今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>平成20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>11,100円</td> <td>9,600円 (-500円)</td> <td></td> <td></td> <td>5,580円 (-4,020円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>12,800円</td> <td>12,500円 (-300円)</td> <td></td> <td></td> <td>10,650円 (-1,850円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td></td> <td>11,500円</td> <td></td> <td></td> <td>9,750円 (-1,750円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										資格区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	社会福祉士	11,100円	9,600円 (-500円)			5,580円 (-4,020円)		介護福祉士	12,800円	12,500円 (-300円)			10,650円 (-1,850円)		精神保健福祉士		11,500円			9,750円 (-1,750円)	
資格区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																															
社会福祉士	11,100円	9,600円 (-500円)			5,580円 (-4,020円)																																
介護福祉士	12,800円	12,500円 (-300円)			10,650円 (-1,850円)																																
精神保健福祉士		11,500円			9,750円 (-1,750円)																																
<p>(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。 2 () 内の数値は受験手数料の引下げ額を示す。</p>																																					

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－①－b

件名	収入超過により剰余金が発生したことから、検定料を引き下げることとしているもの【推奨】						
法人名	財団法人日本品質保証機構	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	9人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	906人 (7人)
検査検定名	特定計量器の検定	制度所管	経済産業省	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	23,770件
関係法令	計量法(平成4年法律第51号)						
<p>取引又は証明に使用する特定計量器については、計量法第16条第1項第2号イに基づき、経済産業大臣、都道府県知事、指定検定機関等が、検定(構造検査及び器差検査)を行い、技術上の基準に合格したものでなければ、取引又は証明における計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならないこととされている。</p> <p>また、同法第106条第3項に基づき、経済産業大臣は、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて検定を行うものであること等の指定基準に適合していると認めるときでなければ、指定検定機関の指定をしてはならないこととされている。</p> <p>財団法人日本品質保証機構は、特定計量器に係る指定検定機関の指定を受けて、環境計量器及び一般計量器の一部についての検定業務を実施している。当該業務の検定料は、同法人が定めて経済産業大臣の認可を受けた「特定計量器検定業務規程」において、特定計量器の種類に応じ、2,000円から8万4,300円に設定されている。</p> <p>しかしながら、平成21年度末における同事業の検定料の収支が6,800万円の黒字となったことから、その後の省内事業仕分けにおいて、検定料の見直しが検討され、これを受けた同法人は、検定料を23年度から平均5%程度引き下げることとした。</p>							

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-a

件名	講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】							
法人名	財団法人日本建築設備・昇降機センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	47人 (0人)
資格名	建築設備検査資格者	制度所管	国土交通省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)							
<p>建築基準法第12条第3項において、同法に定める建築設備の所有者は、当該建築設備について、定期的に建築設備検査資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされている。</p> <p>建築設備検査資格者は、建築基準法施行規則第4条の20第3項により、建築設備検査資格者講習を修了した者等でなければならないとされており、建築設備検査資格者講習に係る事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している。</p> <p>当該講習は、下表のとおり、建築設備定期検査制度総論等11科目から構成されており、受講料については、同法人が5万400円と定めている。</p> <p>当該講習においては、建築設備士の資格を有する者について、下表の②から⑧までの7科目の受講が免除されており、これに伴い受講料から1万8,900円を割り引いている。</p>								
表 建築設備検査資格者講習の科目と時間								
日程	講習科目						講習時間	
1日目	① 建築設備定期検査制度総論						1.0時間	
	② 建築設備に関する建築基準法令						3.5時間	
	③ 建築学概論						2.0時間	
2日目	④ 換気・空気調和設備						4.5時間	
	⑤ 排煙設備						2.0時間	
3日目	⑥ 電気設備						2.5時間	
	⑦ 給排水衛生設備						2.5時間	
	⑧ 建築設備の耐震規制・設計指針						1.5時間	
4日目	⑨ 建築設備定期検査業務基準						2.5時間	
	⑩ 建築設備に関する維持保全						1.5時間	
	⑪ 修了考査						2.0時間	
合計						25.5時間		
<p>(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>2 網掛けをした講習科目は、申請により免除を受けることができる科目。</p>								

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－②－b

件名	講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】																										
法人名	財団法人日本環境整備教育センター	法人所管	環境省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	12人 (0人)																		
資格名	浄化槽管理士	制度所管	環境省	事業名	講習	実施形態	委託等	受講者数 (平成21年度)	1,542人																		
関係法令	浄化槽法(昭和58年法律第43号) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)																										
<p>浄化槽法第2条第11号において、浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検の業務に従事する者として、浄化槽管理士免状の交付を受けた者とされており、この免状の交付を受けるためには、同法第45条の規定に基づき、浄化槽管理士に係る講習の課程を修了すること等が要件とされている。また、当該講習の事務は、同法第45条の規定に基づき環境大臣の指定を受けた財団法人日本環境整備教育センターが行っている。</p> <p>当該講習については、下表のとおり、7科目から構成されており、受講料については、同法人が12万9,700円と定めている。</p> <p>当該講習においては、浄化槽設備士(浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽設備士免状の交付を受けている者)の資格を有する者について、下表のとおり、「①浄化槽概論」及び「④浄化槽工事概論」の2科目の受講を免除しており、これに伴い受講料から9,500円を割り引いている。</p>																											
<p>表 浄化槽管理士講習の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教科名</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①浄化槽概論</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>②浄化槽行政</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>③浄化槽の構造及び機能</td> <td>22時間</td> </tr> <tr> <td>④浄化槽工事概論</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>⑤浄化槽の点検、調整及び修理</td> <td>30時間</td> </tr> <tr> <td>⑥水質管理</td> <td>10時間</td> </tr> <tr> <td>⑦浄化槽の清掃概論</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 財団法人日本環境整備教育センターの資料に基づき当省が作成した。 2 網掛けをした講習科目は、申請により免除を受けることができる科目。</p>										教科名	時間数	①浄化槽概論	8時間	②浄化槽行政	4時間	③浄化槽の構造及び機能	22時間	④浄化槽工事概論	4時間	⑤浄化槽の点検、調整及び修理	30時間	⑥水質管理	10時間	⑦浄化槽の清掃概論	2時間	合計	80時間
教科名	時間数																										
①浄化槽概論	8時間																										
②浄化槽行政	4時間																										
③浄化槽の構造及び機能	22時間																										
④浄化槽工事概論	4時間																										
⑤浄化槽の点検、調整及び修理	30時間																										
⑥水質管理	10時間																										
⑦浄化槽の清掃概論	2時間																										
合計	80時間																										

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－③

件名	講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの【推奨】								
資格名	整備主任者	制度 所管	国土交通 省	事業名	講習	実施 形態	直轄	受講者数 (平成20年度)	145,411人
関係法令	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）								
<p>自動車整備事業者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号により、事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させなければならない（当該事項を統括管理する者を「整備主任者」という。）とされている。また、同項第6号により、運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせなければならないとされている。</p> <p>整備主任者の研修は、法令研修及び技術研修に区分されており、法令研修は国が実施している。</p> <p>当該法令研修で使用するテキストについては、これまで社団法人日本自動車整備振興会連合会が作成し、全ての受講者に有償配布（1,000円）していたが、平成22年度からは、国土交通省がこれを作成し、同省のホームページに掲載している。</p> <p>これにより、研修受講者は、あらかじめ当該研修資料を国土交通省のホームページから印刷することにより、無償で入手することが可能となっている。</p>									

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-a

件名	認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの																								
法人名	財団法人日本交通管理技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (6人)																		
検査検定名	普通自転車の型式認定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	推薦等※	実施件数 (平成21年度)	54件																		
関係法令	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）																								
<p>○ 自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、道路交通法施行規則第39条の5第1項により、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができるとされている。</p> <p>当該認定事務は、国家公安委員会の指定を受けた財団法人日本交通管理技術協会がこれを行っており、認定料については、同法人が23万5,000円と定めている。</p> <p>認定料の積算内訳をみると、1件当たりの申請について、検査料(外部検査機関への委託費)、審査委員会費、事務費を積み上げており、このうち、審査委員会費は、2か月に1回開催している審査委員会の委員手当(3万円)、交通費(1万7,000円)、会議場借用費(2万円)とされている。</p> <p>しかしながら、同審査委員会における審査件数をみると、下表のとおり、1開催当たり平均7.6件の申請を審査していることから、1件当たりの認定料の積算において、委員会1開催分の経費を全額盛り込むのは過大な積算である。</p> <p style="text-align: center;">表 審査委員会における1開催当たりの審査件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49件</td> <td>22件</td> <td>26件</td> <td>78件</td> <td>54件</td> <td>229件</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))</td> <td>7.6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>○ 当省の試算では、上記の委員手当、交通費、会議場借用費については、合計額(6万7,000円)を平均審査件数(7.6件)で除した額(8,816円)が1件当たり単価となり、最大で5万8,184円(6万7,000円-8,816円)の認定料の減額が可能と考えられる。</p>								17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	49件	22件	26件	78件	54件	229件	1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))					7.6件
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計																				
49件	22件	26件	78件	54件	229件																				
1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))					7.6件																				

※ 本調査においては、「法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの」に類する事業についても、当省において推薦等事業として整理している。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－④－b

件名	認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの					
法人名	社団法人日本電気協会	法人所管	経済産業省		役員数(人) (国家公務員出身者数)	4人 (1人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)					

- 特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされており、同法施行規則第31条の4に基づき消防庁長官が登録する法人が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本電気協会では、消防用設備等のうち、キュービクル式非常電源専用受電設備など5品目の認定業務を行っており、これらの認定料は同法人が定めている。

このうち、キュービクル式非常電源専用受電設備の型式認定料は、表1のとおり、最大設備容量ごとに新規認定料及び更新認定料が設定されている。新規認定と更新認定の差異は、現場審査業務の有無となっており、認定料の差額は、5万2,500円となっている。

表1 キュービクル式非常電源専用受電設備の型式認定料一覧 (単位:円)

区 分	新規認定(A)	更新認定(B)	差額 (A)－(B)
最大設備容量が500kVA以下のもの	367,500	315,000	52,500
最大設備容量が500kVAを超え750kVA以下のもの	420,000	367,500	
最大設備容量が750kVAを超え1000kVA以下のもの	472,500	420,000	
最大設備容量が1000kVAを超え1500kVA以下のもの	525,000	472,500	
最大設備容量が1500kVAを超え2000kVA以下のもの	577,500	525,000	

(注) 日本電気協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、新規認定料の積算をみると、現場審査業務に係る経費は14万6,000円となっていることから、現場審査業務を行わない更新認定料については、本来であれば、新規認定料から14万6,000円を割り引く必要があるにもかかわらず、その額は5万2,500円にとどまっている。

- 当省の試算では、更新認定料については、1件当たり最大で9万3,500円(14万6,000円－5万2,500円)の手数料の減額が可能と考えられる。
- キュービクル式非常電源専用受電設備の更新認定料については、表2のとおり、新規認定料に比べて更新認定料が高すぎるなどとして、減額を求める複数の事業者からの意見がある。

表2 更新認定料の引下げを求める事業者の意見

区分	内容
A事業者	新規認定料は36万7,500円であるのに対し、更新認定料は31万5,000円で、その差は5万2,500円しかない。更新認定は図面等書類の審査のみであり、新規認定と比べて手数料が高すぎる。
B事業者	更新認定料は、新規認定料と比べてそれほど安くない。社団法人日本電気協

	会の手数料規程で一律に定められており、根拠は不明で全体的に高すぎる。
C事業者	現場審査を要する新規認定料が36万7,500円であるのに対し、書類審査のみである更新認定料が31万5,000円となっており、更新認定料は割高である。
D事業者	更新認定の方法は、現場審査が省略され、書類審査のみ行われる。しかし、書類審査における法人からの修正指示は、認定基準に適合しているか否かといった技術的なものではなく、提出図面に表記している電気用図記号に係る形式的な文言修正指示がほとんどである。この程度の指摘内容で、31万5,000円の手数料は高額すぎる。

(注) 当省の調査結果による。

- 社団法人日本電気協会では、本件手数料について、新規認定料から現場審査業務料金の全額を差し引くとともに原価を基準とした適正な認定料となるよう平成24年4月に見直す予定としている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-c

件名	受講料の積算において、精査が必要なもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

○ 水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。

講習の内容は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)と、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)で構成されており、受講料は同協会が定めている。

このうち、②の実務研修については、同協会が一定の要件を満たす水道事業者の実務研修の実施を委託し、受講者を受け入れた水道事業者の職員がその所属する水道事業者の施設において実地に研修を行うこととしており、これに伴う経費(委託料)を受講者数で割り戻すことにより、1人当たり受講料を積算している。

受講料の具体的な積算方法をみると、表1のとおり、実務研修業務を受託する水道事業者1人当たりの受入人数を3人とし、15日間、水道事業者の職員1人が常時研修に関わるものとして職員1人当たりの給与費、法定福利費及び事務費を基に受講生1人当たり12万6,000円と積算している。

表1 実務研修の受講料の積算方法

	給与費	法定福利費	事務費	受講生1人当たり受講料
	2,538円(※)×7時間 ×15日 =26万6,490円…A	A×27.2%(※) =7万2,485円…B	(A+B)×10%(※) =3万3,898円…C	(A+B+C)÷3人 =12万4,291円(※)
積算額	(※)平成18年度地方公営企業年鑑の水道事業の平均値を基に積算した1時間当たりの職員給与費	(※)平成18年度地方公営企業年鑑の平均値を基に積算した法定福利費率	(※)事務費率を10%と設定	(※)千円以下を切り捨て、受講生1人当たり12万円とし、これに消費税を加算して、受講料を12万6,000円と積算

(注) 当省の調査結果による。

しかしながら、講習の実施内容をみると、水道事業者の職員1人が15日間の全ての時間を実務研修に費やすものとされているが、実際には、全ての時間を実務研修に費やしているのか不明確であることから、積算についての精査が必要と考えられる。

- 資格保有者からは、表2のとおり、当該講習の受講料が高額であるとして、その減額を求める意見がある。

表2 受講料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	学科講習、実務研修がそれぞれ20日程度実施され、宿泊費、交通費等を含めると1人当たり100万円ほどの経費がかかる。会社負担ではあるが高すぎるのでなんとかしてほしい。
資格者B	当該講習の受講会場は、平成22年度では東京都、大阪市及び福岡市の3都市のみであり、北海道から参加する場合、宿泊費や交通費等を含めると相当な負担となることから、受講料だけでも減額してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-d

件名	受講料の設定において、不適切な積算を行っているもの																															
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)	2人 (0人)																								
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省			2人 (1人)																								
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人																							
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)																															
<p>○ 食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。</p> <p>当該講習会の登録を受けようとするときは、同法施行令第8条により、その実施者は、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならないとされており、社団法人日本食鳥協会、社団法人日本食品衛生協会及び全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会が連名で登録申請を行い当該講習を共同開催している。</p> <p>同講習の受講料(テキスト代金を含む)は、3法人が6万円と定めており、社団法人日本食品衛生協会の平成19年の収支をみると、収入総額(受講料)は2,754万円(459人×6万円)、支出総額は2,754万円で収支差額は0円となっている。</p> <p>しかしながら、支出の内容を詳細にみると、以下のとおり、受講者の飲料代など手数料に盛り込む必要のないものや実際の受講者数(459人)を大幅に上回る修了証明書を作成するなど、受講料の中には、これらの不適切な経費が盛り込まれている。</p>																																
<p>表 支出計上された経費のうち、削減の余地が認められるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th colspan="4">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議費</td> <td>①受講者飲料代</td> <td>@ 450円</td> <td>×</td> <td>500人=225,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印刷製本費</td> <td>②修了証明書 本文印刷</td> <td>@ 52.5円</td> <td>×</td> <td>900枚= 47,250円</td> </tr> <tr> <td>③修了証明書 記名</td> <td>@ 84円</td> <td>×</td> <td>938人= 78,792円</td> </tr> <tr> <td>④封筒印刷</td> <td>@17.85円</td> <td>×</td> <td>1,000枚= 17,850円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法人の資料(平成19年食鳥処理衛生管理者の登録講習会収支決算書)に基づき当省が作成した。</p>										科目	摘要				会議費	①受講者飲料代	@ 450円	×	500人=225,000円	印刷製本費	②修了証明書 本文印刷	@ 52.5円	×	900枚= 47,250円	③修了証明書 記名	@ 84円	×	938人= 78,792円	④封筒印刷	@17.85円	×	1,000枚= 17,850円
科目	摘要																															
会議費	①受講者飲料代	@ 450円	×	500人=225,000円																												
印刷製本費	②修了証明書 本文印刷	@ 52.5円	×	900枚= 47,250円																												
	③修了証明書 記名	@ 84円	×	938人= 78,792円																												
	④封筒印刷	@17.85円	×	1,000枚= 17,850円																												
<p>○ 当省の試算では、1人当たり最大で608円【①飲料代450円、②終了証明書本文印刷代50円((4万7,250円-52.5円×459人)÷459人)、③終了証明書記名87円((7万8,792円-84円×459人)÷459人)、④封筒印刷代21円((1万7,850円-17.85円×459人)÷459人)】の減額が可能と考えられる。</p>																																

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑤－a

件名	検定料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、検定料の額を据え置いているもの						
法人名	財団法人保安電子通信技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	5人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	180人 (40人)
検査検定名	遊技機の型式の検定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	1,449件
関係法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）						

○ 遊技機の製造業者又は輸入業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項に基づき、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しない旨の技術上の規格に適合しているか否かについて、都道府県公安委員会の検定を受けることができるとされている。

また、同法第20条第5項に基づき、都道府県公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされている。

遊技機の型式の検定（型式試験）に係る手数料については、各都道府県が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）で定める額を徴収することを標準として、条例により定めることとされているが、実態としては、全国一律で同政令において定められた金額（型式試験手数料16万8,200円～181万200円）に設定されている。

当該試験業務については、国家公安委員会の指定を受けた財団法人保安電子通信技術協会が実施しており、各都道府県条例で定められた手数料を徴収している。

しかしながら、同法人における型式試験の実施に係る収支状況をみると、下表のとおり、継続して事業収入の10%に当たる約3億円の事業活動収支差額（剰余金）が発生しているが、手数料（各都道府県が条例により定める手数料の標準となっている政令）の見直しは行われていない。

表 遊技機の型式試験の実施に係る収支状況

(単位：万円、%)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	228,325	240,386	242,534	244,281	229,450
事業活動支出	192,298	204,636	211,145	214,428	200,712
事業活動収支差額（剰余金）	36,027 (15.8)	35,750 (14.9)	31,389 (12.9)	29,853 (12.2)	28,738 (12.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。

3 () 内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 国家公安委員会（警察庁）では、手数料の引下げや、試験を途中で終了した際に、手数料の一部を申請者に返還することで剰余金の多くは解消されるとして、これらにより対応することを検討中としている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-b

件名	受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの							
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	試験講習養成課程	実施形態	委託等推薦等	受験者数等(平成21年度) 47,854人(試験) 721人(主任講習) 75人(認定講習) 33,876人(養成課程)
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)							

- 無線局の無線設備の操作は、電波法第39条第1項の規定に基づき、「無線従事者」の資格を有する者、又は、「主任無線従事者」の資格を有する者の監督を受けている者でなければ行つてはならないこととされている。
- このうち、無線従事者の資格は、同法第40条第1項の規定に基づき、操作する無線設備の種類、通信実施区域等により、「第1級総合無線通信士」、「第1級海上無線通信士」等の23種類に区分されている。これらの資格を取得しようとする場合には、同法第41条第2項の規定に基づき、①総務大臣が指定する機関の実施する試験に合格すること、②一定の実務経験を有し、総務大臣が認定する機関の実施する講習課程を修了すること、③総務大臣の認定する機関の実施する養成課程を修了すること、又は、④無線通信に関する科目を修めて学校を卒業することのいずれかの要件を満たすことが必要とされている。
- 上記の試験等については、現在、財団法人日本無線協会が行っており、これらのうち、養成課程の受講料については、同協会が独自に設定(公募養成課程の場合：2万1,700円～21万8,050円)している。
- しかしながら、養成課程事業に係る収支状況をみると、下表のとおり、平成20年度の623万円を除き、毎年度、2,000万円以上の事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、受講料の見直しは行われていない。

表 養成課程事業の収支状況

(単位：万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	40,466	45,051	46,532	43,582	58,257
事業活動支出	36,506	42,676	43,694	42,959	51,418
事業活動収支差額(剰余金)	3,960 (9.8)	2,375 (5.3)	2,838 (6.1)	623 (1.4)	6,839 (11.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 事業活動支出は、事業費と管理費等の合計額である。
3 ()内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

- 当省の試算では、1人当たり最大で1,352円(3,327万円(注1)÷24,616人(注2))の受講料の減額が可能と考えられる。
- (注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額
2 平成17年度から21年度までの養成課程受講者数の平均人数

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-c

件名	受験料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受験料の額を据え置いているもの								
法人名	社団法人中小企業診断協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	中小企業診断士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	1次：15,056人 2次(筆記)：5,331人 2次(口述)：955人
関係法令	中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)								

- 中小企業支援法第11条に基づき、経済産業大臣は、中小企業者とその経営資源に関し、適切な経営の診断及び助言を受ける機会を確保するため、中小企業診断士試験の合格者等を中小企業診断士として登録している。
- 当該試験事務については、経済産業大臣の指定を受けた社団法人中小企業診断協会が実施しており、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則において定められた受験料(1次試験：1万4,400円)を徴収している。
- しかしながら、同協会における1次試験の収支状況をみると、下表のとおり、毎年度、事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、受験料の見直しは行われていない。

表 中小企業診断士に係る1次試験の収支状況

(単位：万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	19,406	23,896	24,258	25,826	28,879
事業活動支出	19,111	20,894	22,421	24,389	25,754
事業活動収支差額(剰余金)	295 (1.5)	3,002 (12.6)	1,837 (7.6)	1,437 (5.6)	3,125 (10.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。
3 ()内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

- 当省の試算では、1人当たり最大で1,141円(1,939万円(注1)÷1万6,981人(注2))の受験料の減額が可能と考えられる。

- (注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額
2 平成17年度から21年度までの1次試験の受験申込者数の平均人数

- なお、経済産業省では、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日行政刷新会議)を受け、当協会の収支等を精査したところ、第1次試験の受験料については、引き下げる余地があると判断し、平成24年度からの受験料の引下げについて、現在検討中としている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-d

件名	受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの									
法人名	社団法人日本ホームヘルス機器協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)		11人 (0人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	3,096人(基礎) 8,998人(継続)	
関係法令	薬事法(昭和35年法律第145号) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号) 薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号)									

○ コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を実地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。

当該医療機器販売営業管理者の資格を取得しようとする場合には、薬事法施行規則第162条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する基礎講習を修了するとともに、資格取得後は、同法施行規則第168条の規定に基づき、厚生労働大臣に届出を行った機関が実施する継続研修を毎年度受講することが必要とされている。

当該講習及び研修事務については、厚生労働大臣の登録を受けた社団法人日本ホームヘルス機器協会が実施しており、受講料は同法人が定めている(1万5,000円(基礎)、6,000円(継続))。

しかしながら、当該講習及び研修事業に係る収支状況をみると、下表のとおり、厚生労働省の指導により、基礎研修の受講料を1万7,000円から1万5,000円に値下げした平成18年度を除き、継続して事業収入の10%を超える事業収支差額(剰余金)が発生しているが、平成19年度以降、受講料の見直しは行われていない。

なお、同法人では、平成17年度に将来における受講者減少による収入減少時の赤字補填を目的とした「管理者講習等準備引当資産」を創設し、これらの収支差額を積み立てており、21年度で合計3億1,000万円を留保している。

表 基礎講習及び継続研修事業の収支状況(「販売管理者講習特別会計」)

(単位:万円)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
講習事業収入	59,814	10,313	9,359	9,531	10,571
講習事業支出	34,017	10,807	8,133	8,294	8,863
講習事業収支差額(剰余金)	25,797 (43.1)	▲494 (-)	1,226 (13.1)	1,237 (13.0)	1,708 (16.2)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。
3 ()内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 当省の試算では、1人当たり最大で1,217円(1,390万円(注1)÷11,414人(注2))の検査料の減額が可能と考えられる。

なお、同法人では、今後はできる限り多くの都道府県で講習を開催するなど、まずは受講者の利便性を考慮し、今後の受講者の推移や収支を勘案し、受講料の減額が可能と考えるとしている。

- (注) 1 平成19年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額
2 平成19年度から21年度までの基礎講習及び継続研修を合算した平均受講者数

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-e

件名	登録料等収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、登録料等の額を据え置いているもの								
法人名	財団法人大阪タクシーセンター	法人所管	国土交通省		役員数 (国家公務員出身者数)			8人 (3人)	
資格名	登録運転者	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	委託等	登録者数 (平成21年度)	3,373件
関係法令	タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号) タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和45年運輸省令第66号)								

○ タクシー業務適正化特別措置法第3条により、タクシー事業者は、指定地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないとされている。また、同法第4条により、原簿への登録は、国土交通大臣が行うこととされているが、同法第19条により、国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者に、当該指定地域に係る国土交通大臣の事務(登録等事務)の全部又は一部を行わせることができることとされている。

大阪地域においては、当該登録等事務について、財団法人大阪タクシーセンターが実施している。

登録等事務(新規登録、登録原簿の閲覧、乗務者証の交付等)の手数料は、実施機関が個別に設定しているが、財団法人大阪タクシーセンターでは、タクシー業務適正化特別措置法施行規則において定められた手数料(国が実施する場合の手数料)を準用し、これを徴収(申請の種類に応じ、400円から1,700円までの手数料を徴収)している。

しかしながら、同センターでは、下表のとおり、平成19年度以降、事業活動収入に対して23.3%ないし37.4%の事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、手数料の見直しは行われていない。

表 財団法人大阪タクシーセンターにおける登録等事務に係る収支状況

(単位:万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	2,070	1,934	2,446	2,404	2,609
事業活動支出	2,033	2,028	1,532	1,834	2,001
事業活動収支差額(剰余金)	37 (1.8)	▲94 (-)	914 (37.4)	570 (23.7)	608 (23.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。

3 ()内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 当省の試算では、1申請当たり最大で100円(407万円(注1)÷4万395件(注2))の手数料の減額が可能と考えられる。

(注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額

2 平成21年度の登録業務件数実績

○ 同法人では、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)附則第3項に基づき、制度の在り方について検討を加え、今後のタクシー事業の規制の方針を決定することとしている特定地域の指定期限の到来時(平成24年10月)に合わせて手数料の見直しを検討することとしたいとしている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑥

件名	講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、手数料の見直しを検討する必要があるもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

○ 水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。同協会は、同法施行規則第14条の8の規定に基づき、受講料の額を自ら設定することとされている。

この講習は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)と、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)で構成されている。このうち、①の学科講習の受講料については、同協会において、研修会場費、講師謝礼金、教材費、昼食費等の直接費と、役員人件費、通信運搬費、光熱水費等の間接費を合算した講習会実施費用を受講者数で割り戻して1人当たりの受講料を積算している。

平成22年度における学科講習に係る経費(予算)の内容をみると、表1のとおり、平成21年度実績と比較して、合計で約1,017万円(研修会場費及び講師謝礼金ではそれぞれ200万円、教材費では93万円、印刷費で105万円等)の経費が削減されるが、受講料は前年度と同額のままで見直しは行われていない。

表1 学科講習に係る支出の状況(予算額ベース・直接費分) (単位:万円)

区分	研修会場費	講師謝礼金	教材費	印刷費	旅費	実施バス代	昼食費	通信運搬費	その他	支出合計
平成21年度	230	344	1,148	595	150	200	614	87	348	3,716
平成22年度	30	144	1,055	490	137	292	114	78	359	2,699
差額	▲200	▲200	▲93	▲105	▲13	92	▲500	▲9	11	▲1,017

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

○ 同法人における講習に係る近年の収支動向は、表2のとおりであり、平成19年度から21年度までは赤字、22年度は黒字となっている

表2 水道技術管理者資格取得講習に係る収支の状況 (単位:千円(税込み)、人)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
収入	127,748	114,590	106,666	91,689	95,413	94,556	630,662
支出	126,839	113,277	111,018	98,183	96,487	92,187	637,991
収支差額	909	1,313	△4,352	△6,494	△1,074	2,369	△7,329
参加人数	496	435	410	353	367	364	2,425

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

○ 当該講習については、受講者から、受講料が高すぎるとして減額を求める意見があり、また、前表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－④－cのとおり、受講料の積算について精査の必要性も認められる。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑦－a

件名	明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交通省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	2,201人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								

○ 旅行業務取扱管理者の資格取得に係る試験は、旅行業法第11条の3第1項により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされている。

また、本試験については、同法第11条の3第3項により、観光庁長官の指定を受けた旅行業協会が、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者等について、その一部を免除することができることとされている。

同研修は、同法第22条の2により、観光庁長官の指定を受けた社団法人日本旅行業協会が実施しており、講習手数料は、同法人が独自に設定している。

その金額をみると、表1のとおり、正会員は3万1,500円、協力会員は3万4,650円(正会員の110%)、非会員は3万7,800円(同120%)とされており、同法人では、当該価格差の理由について、法人への貢献度(会費の納入等)を考慮したとしている。

しかしながら、貢献度を考慮したとする価格差の割合(正会員の110%、同120%)について、なぜその数値に設定したのかについては、特段の理由はないとしており、不明確な取扱いが行われている。

表1 総合旅行業務取扱管理者講習の受講料

区分		正会員	協力会員	非会員
受講料		31,500円	34,650円(110%)	37,800円(120%)
増 額 内 訳	通信費		500円	500円
	教材・案内書等印刷作成費		2,650円	3,800円
	コンピュータ使用料			2,000円
合計			3,150円	6,300円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 正会員は旅行者(年会費35万円等)、協力会員は正会員以外の旅行者及び旅行業代理業者(年会費7万円)。

3 協力会員及び非会員の受講料の()内の数値は、正会員の受講料に対する割合を示す。

○ 当該講習の経費及び受講者数は、表2のとおりであり、当省の試算では、1人当たりの受講料は33,072円(7,600万円÷2,298人)となることから、非会員の受講料からは4,728円(37,800円-33,072円)の削減が、協力会員の受講料からは1,578円(34,650円-33,072円)の削減が可能であると考えられる。

なお、これによれば、正会員の受講料については、1,572円が不足(31,500円-33,072円)することとなるが、同協会への貢献度を考慮してこれを補うのであれば、他の受講者にこれを負担させるのではなく、会費収入等でこれを補うべきであると考えられる。

表2 総合旅行業務取扱管理者講習の実施費用及び受講者数 (単位:万円、人)

区分	19年度(A)	20年度(B)	21年度(C)	平均値((A+B+C)/3)
講習の経費	7,984	7,502	7,314	7,600
受講者数	2,438	2,255	2,201	2,298

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑦－b

件名	明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員の受講料に差を設けているもの																				
法人名	社団法人日本砕石協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	4人 (0人)												
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省、 環境省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	416人												
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）																				
<p>ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち一定の条件を満たす特定工場においては、これら施設の点検、使用する原材料の検査、汚染状態の測定等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないこととされている。</p> <p>当該資格を取得しようとする場合には、同法第7条等の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた実施機関が実施する講習を修了することが要件の一つとされている。</p> <p>当該講習事務については、社団法人日本砕石協会が実施しており、受講料は同法人が独自に設定している。</p> <p>しかしながら、同法人が設定している受講料をみると、下表のとおり、同協会に所属する会員（事業場）の従業員が受講する場合は3万5,500円であるのに対し、非会員の従業員の場合は3万7,600円として、明確な積算根拠に基づかずに2,100円の差を設けており、受講者間で不公平な取扱いが行われている。</p> <p>なお、本事業については、事業活動支出額が不明（管理費が他の事業と未区分のため）となっていることから、受講者1人当たりの適正な受講料の試算が困難な状況となっている。</p>																					
<p>表 受講料の設定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>テキスト代 (A)</th> <th>講義代 (B)</th> <th>受講料 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>10,500円</td> <td>25,000円</td> <td>35,500円</td> </tr> <tr> <td>非会員</td> <td>12,600円</td> <td>25,000円</td> <td>37,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>										区分	テキスト代 (A)	講義代 (B)	受講料 (A+B)	会員	10,500円	25,000円	35,500円	非会員	12,600円	25,000円	37,600円
区分	テキスト代 (A)	講義代 (B)	受講料 (A+B)																		
会員	10,500円	25,000円	35,500円																		
非会員	12,600円	25,000円	37,600円																		

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-a

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人産業環境管理協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	98人 (11人)
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省、環境省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	29,301人
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)								

○ ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち、一定の条件を満たす特定工場においては、施設の点検、使用する原材料の検査等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないとされている。

公害防止管理者の資格は、同法施行令第10条の規定に基づき、資格者の選任が義務付けられている特定工場の施設等の種類や規模等に応じて、表1のとおり、「大気関係第1種公害防止管理者」、「水質関係第1種公害防止管理者」等の12種類に区分されている。

表1 資格の種類(12種類)

大気関係 (4種類)	水質関係 (4種類)	粉じん関係 (2種類)	騒音・振動関係 (1種類)	ダイオキシン関係 (1種類)
大気関係第1種～第4種公害防止管理者	水質関係第1種～第4種公害防止管理者	・特定粉じん関係公害防止管理者 ・一般粉じん関係公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者	ダイオキシン関係公害防止管理者

これらの資格を取得しようとする場合は、同法第8条の2に基づく経済産業大臣及び環境大臣の指定を受けた社団法人産業環境管理協会が実施する試験に合格することが要件の一つとされている。

当該試験は、表2のとおり、「公害総論」、「大気概論」、「大気特論」等の試験科目により行われているが、同一種類の資格に係る試験を再度受験する場合で過去に合格した科目については、合格の年から3年以内限り、受験が免除される。また、既に合格している他の資格に係る科目については、期限の定めなく、受験が免除される。

例えば、表2の「大気関係第4種公害防止管理者」の試験に合格している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」を受験する場合は、「公害総論」など共通する4科目の受験が免除され、「大規模大気特論」の1科目のみ受験することとなる。

表2 資格種類別の試験科目

区分	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種 公害防止管理者
公害総論(15問)	○	○	○	○
大気概論(10問)	○	○	○	○
大気特論(15問)	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論(15問)	○	○	○	○
大規模大気特論(10問)	—	○	—	○
大気有害物質特論(10問)	—	—	○	○
受験科目数	4科目	5科目	5科目	6科目

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の○印については、受験が必要な科目を指す。ただし、①同一種類の資格に係る試験を再度受験する場合に、過去に合格した科目、②既に合格している下位の資格に係る試験科目と同じ科目について

は、受験が免除される。

本試験の受験料は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令により、大気関係第1種公害防止管理者及び大気関係第3種公害防止管理者については6,800円、大気関係第2種公害防止管理者及び大気関係第4種公害防止管理者については6,400円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除される場合であっても、手数料の割引は行われておらず、例えば、大気関係第3種及び第2種の公害防止管理者に合格している者が「第1種公害防止管理者」を受験する場合のように、全科目の受験が免除される場合であっても、全科目を受験する者と同額の6,800円を徴収するなど、実費を勘案したものとなっていない。

このことについては、社団法人産業環境管理協会のホームページにおいて、受験者に対し、以下のとおり周知されている。

表3 試験実施機関である社団法人産業環境管理協会のホームページにおける解説（抜粋）

【よくある質問】

II. 国家試験

1. 科目別合格制度

1.6 大気3種に区分合格した翌年、大気2種にも合格しました。申請すれば大気1種の資格を得ることができますか？

・できます。ただし、大気2種に合格した翌年以降の試験において受験申込みをし、その際全科目免除申請を行ってください。当日試験会場に行く必要はありませんが、受験手数料は必要となります。

(注) 社団法人産業環境管理協会のホームページから、公害防止管理者試験制度に関する「よくある質問」に掲載されている質問及びその回答を抜粋した。

○ 当該資格の保有者からは、表4のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表4 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	当該試験には科目別合格制度があり、試験科目の一部又は全部の受験が免除されることがある。しかし、受験者は試験科目が免除される場合であっても受験料は全額払わなければならない。試験科目の一部又は全部が免除される場合は、受験料についても減額してほしい。
資格者B	5科目の試験科目のうち、3科目については既に合格していたため、2科目を受験したが、全5科目を受験する者と同じ受験料を負担した。一部科目免除の受験者の受験料を安くしてもらいたい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－b

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	推薦等	受験者数 (平成21年度)	3,009人
関係法令	建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)								

- 建築設備士法施行規則第17条の18により、建築設備士試験に合格した者は、建築設備士となる資格を有するとされており、国土交通大臣の登録を受けた財団法人建築技術教育普及センターが当該試験を実施している。
- 当該試験については、表1のとおり、第1次試験(学科)と第2次試験(設計製図)が行われており、第1次試験(学科)を合格した者が第2次試験(設計製図)を受験することができる。また、前年行われた第1次試験(学科)に合格した者は、第1次試験(学科)が免除される。

表1 建築設備士試験の概要

区分	試験科目
第1次試験 (学科)	建築一般知識
	建築法規
	建築設備
第2次試験 (設計製図)	建築設備基本計画
	建築設備基本設計製図

(注) 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、試験実施機関が独自に設定しており、3万4,650円とされている。

しかしながら、受験科目を免除された場合等の受験料は設定されておらず、①第1次試験(学科)に不合格となり第2次試験(設計製図)を受験できなかった者、②前年行われた第1次試験(学科)に合格し第2次試験(設計製図)のみを受験する者についても、第1次及び第2次を一度に受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

- 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	現状では、第1次試験と第2次試験の受験料が別々に設定されておらず、セットで3万4,650円とされていることから、第1次試験しか受験できなかった者や第2次試験だけを受験した者からも、それぞれ一律に3万4,650円を徴収している。 第1次試験と第2次試験の受験料を別々に設定し、受験する試験についてのみ受験料を支払うようにしてほしい。
資格者B	試験は学科試験と製図試験により行われるが、これは建築士試験も同様であり、その内容もほぼ同じである。しかし、受験料は一級建築士試験が1万9,700円であるのに対し、建築設備士の受験料が3万4,650円となっており、あまりにも高すぎる。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-c

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	全国農業協同組合中央会				法人所管		農林水産省		
資格名	農業協同組合 監査士	制度 所管	農林水産 省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	460人
関係法令	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)								

農業協同組合法第73条の38により、全国農業協同組合中央会には、農業協同組合の監査に当たらせるため、農業協同組合監査士を置かなければならないとされており、農業協同組合監査士の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第222条に基づき、全国農業協同組合中央会が実施する農業協同組合監査士試験に合格することが要件とされている。

当該試験は、下表のとおり、監査、会計学、簿記、農協制度及び関係法(法人税法、民法)の5科目6教科から構成されており、前回及び前々回の試験において合格している教科については、受験が免除される。

表 農業協同組合監査士試験の概要

区分	科目	教科	内容
1日目	監査	監査論	監査理論及び監査の実務
	会計学	会計学	財務諸表論及び管理会計論
	簿記	簿記	簿記理論及び農業協同組合の簿記実務
2日目	農協制度	農協制度	農業協同組合法及び農業協同組合論(共同組合論を含む。)
	関係法	法人税法	法人税法
		民法	民法(総則、物権、債権)

(注) 全国農業協同組合中央会の資料に基づき当省が作成した。

本試験は、農業協同組合監査士としての合否を判定するものであり、その受験料は、農林水産大臣が承認した農業協同組合監査士資格試験規程に基づき、2万5,000円とされており、受験教科が免除された場合等の受験料は設定されておらず、受験教科の一部が免除される者についても、全教科を受験する者と同額の受験料を徴収している。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-d

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	46,942人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								

○ 一級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、同法第15条の2に基づく国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが当該試験を実施している。

当該試験については、表1のとおり、学科試験と設計製図試験が行われており、学科試験に合格した者が設計製図試験を受験することができる。また、前々年以降に学科試験に合格した者は、学科試験が免除される。

表1 平成22年度一級建築士試験の概要

日程	試験科目	内容
7月25日(日)	学科Ⅰ(計画)	建築計画、建築積算等
	学科Ⅱ(環境・設備)	環境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)等
	学科Ⅲ(法規)	建築法規等
	学科Ⅳ(構造)	構造力学、建築一般構造、建築材料等
	学科Ⅴ(施行)	建築施工等
10月10日(日)	設計製図試験	設計製図

(注) 1 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき当省が作成した。

2 学科試験に合格した者が設計製図の試験を受験することができる。

本試験の受験料は、同法施行令第4条により、1万9,700円とされている。

しかしながら、受験する学科が免除された場合の受験料は定められておらず、①学科の試験に不合格となり、設計製図の試験を受験できなかった者、②前々年以降に学科の試験に合格し設計製図の試験のみを受験する者についても、学科試験及び設計製図試験を一度に受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、夏に学科試験を行い、これに合格した者だけが秋に行われる設計製図試験を受験することができる。また、学科試験に合格した者は翌々年度までの学科試験が免除される。 しかしながら、現状では、受験料が学科試験と設計製図試験で別々に設定されておらず、一律で徴収されるため、学科試験しか受験できなかった者や設計製図試験だけ受験する者にとっては不公平な受験料負担となっている。学科試験と設計製図試験の受験料を別々に設定して徴収することにより、受験料の負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-e

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本データ通信協会	法人所管	総務省、経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	55人 (22人)
資格名	電気通信主任技術者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	7,472人
関係法令	電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 電気通信事業法施行令(昭和64年政令第75号)								

○ 電気通信事業法第45条により、電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならないとされており、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けるためには、同法第74条第1項による総務大臣の指定を受けた財団法人日本データ通信協会が行う電気通信主任技術者試験に合格することが要件とされている。

同試験においては、表1のとおり、4科目(電気通信システム、専門的能力、「伝送交換設備及び設備管理」又は「線路設備及び設備管理」、法規)から問題が出題されるが、受験者が所持している類似資格の種類、過去3年以内における本試験の科目合格実績、実務経験年数により、最大で4科目(全て)の受験が免除される。

表1 電気通信主任技術者試験の概要

試験科目	区分
電気通信システム	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信工学の基礎 電気通信システムの大要
専門的能力	伝送、無線、交換、データ通信、通信電力のうちいずれか1分野を選択
伝送交換設備及び設備管理 又は線路設備及び設備管理	<ul style="list-style-type: none"> 伝送交換設備の概要 伝送交換設備の設備管理 セキュリティ管理
法規	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法及びこれに基づく命令 有線電気通信法及びこれに基づく命令 電波法及びこれに基づく命令 不正アクセス行為の禁止等に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の大要

(注) 財団法人日本データ通信協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、同法施行令第10条により、1万8,700円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、4科目の筆記試験で行われているが、科目免除制度があり、最大で全ての科目試験が免除される。しかし、科目免除された場合であっても受験料は一律1万8,700円となっており、不合理である。受験料は、受験科目数に応じた金額を徴収すべきである。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-f

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人中小企業診断協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	中小企業診断士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	1次：15,056人 2次(筆記)：5,331人 2次(口述)：955人
関係法令	中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)								

○ 中小企業支援法第11条に基づき、経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関し、適切な経営の診断及び助言を受ける機会を確保するため、中小企業診断士試験の合格者等を中小企業診断士として登録しており、同試験の事務については、経済産業大臣の指定を受けた社団法人中小企業診断協会が実施している。

中小企業診断士試験は、第1次試験と第2次試験に区分され、第1次試験については、表1のとおり、7科目について行われているが、前々年度以降に合格した科目については、受験が免除される。

表1 中小企業診断士第1次試験の試験科目

区分	試験科目
第1次試験	経済学・経済政策
	財務・会計
	企業経営理論
	運営管理(オペレーション・マネジメント)
	経営法務
	経営情報システム
	中小企業経営・中小企業政策

(注) 社団法人中小企業診断協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第45条により、1万4,400円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ また、第2次試験は、表2のとおり、筆記試験と口述試験により行われているが、筆記試験において合格した者だけが、後日、口述試験を受験することができる。

表2 中小企業診断士第2次試験の試験科目、時間及び実施方式

区分	試験科目	時間	実施方式	
第2次試験	筆記試験	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ	80分	筆記方式
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ	80分	
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ	80分	
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ	80分	
	口述試験	中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに、個人ごとに面接の方法により実施	約10分	面接方式

(注) 社団法人中小企業診断協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、第2次試験の受験料(1万7,900円)は、口述試験の経費をも含んだ金額となっていることから、第2次試験の筆記試験で不合格となり、口述試験を受験できない者からも、口述試験の経費負担を求めることとなり、これらの者にとっては実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表3のとおり、当該試験の受験料が高額であるとして、その減額を求める意見がある。

表3 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	第1次試験では7科目の試験があり、過去3年以内に合格した科目の受験は免除されるが、受験料の割引はない。科目ごとに受験料を設定し、受験する科目について受験料を支払うようにしてほしい。
資格者B	第2次試験の受験料は1万7,900円と高額であり、第1次試験の受験料よりも更に3,500円高い。受験料の積算根拠を明らかにするとともに、受験料をできる限り安くしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-g

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人電気技術者試験センター	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	36人 (8人)	
資格名	電気主任技術者	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	59,155人
関係法令	電気事業法(昭和39年法律第170号) 電気事業法関係手数料規則(平成7年通商産業省令第81号)								

○ 電気主任技術者試験は、電気事業法第45条第2項による経済産業大臣の指定を受けた財団法人電気技術者試験センターが実施している。

電気主任技術者の資格には、取り扱うことができる電圧により、第一種から第三種までの3種類の資格区分があり、第一種及び第二種では第1次試験と第2次試験が行われる(第三種は第1次試験のみ)。

第一種及び第二種試験については、表1のとおり、第1次試験と第2次試験が行われており、第1次試験に合格した者が第2次試験を受験することができる。

第一次試験では、4科目が出題され、その全てに合格した場合は一次試験合格となるが、一部の科目だけ合格した場合は、「科目合格」となり、翌年度及び翌々年度の一次試験では、当該科目の試験が免除される。また、第1次試験に合格した年度の第2次試験に不合格となった場合は、翌年度の第1次試験が免除される。

表1 第一種及び第二種の電気主任技術者試験の概要

区分	試験科目	科目の内容
第1次試験	理論	電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測
	電力	発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。)の設計及び運用並びに電気材料
	機械	電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス並びに電力システムに関する情報伝送及び処理
	法規	電気法規(保安に関するものに限る。)及び電気施設管理
第2次試験	電力・管理	発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。)の設計及び運用並びに電気施設管理
	機械・制御	電気機器、パワーエレクトロニクス、自動制御及びメカトロニクス

(注) 財団法人電気技術者試験センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気事業法関係手数料規則第1条により、1万2,800円に設定されている。

しかしながら、受験科目等が免除された場合の受験料は定められておらず、①第1次試験に不合格となり第2次試験を受験できなかった者、②前年行われた第1次試験に合格し、第2次試験のみを受験する者、③第1次試験において、科目免除を受ける者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、一部の科目に合格した場合は科目合格となり、翌年度及び翌々年度の試験までは当該科目の試験が免除される。しかし、受験料は科目免除の有無にかかわらず、一律に1万2,800円とされている。受験者には、給料の安い若年者が多いことから、免除の実態に合わせて受験料を減額し、少しでも負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-h

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	60人 (5人)
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)								

社会福祉士及び介護福祉士法第4条により、社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有するとされており、同法第39条により、介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有するとされている。また、精神保健福祉士法第4条により、精神保健福祉士試験に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するとされている。

これらの資格試験のうち、社会福祉士試験及び介護福祉士試験については社会福祉士及び介護福祉士法第10条及び第41条により、精神保健福祉士試験については精神保健福祉士法第10条により、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができるとされており、財団法人社会福祉振興・試験センターが当該3資格の試験を実施している。

試験科目は、社会福祉士が19科目、介護福祉士が13科目、精神保健福祉士試験が15科目となっており、さらに、介護福祉士については実技試験を行うこととされているが、下表のとおり、試験科目等が免除される。

表 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士試験の免除対象者及び免除対象科目等

資格区分	試験科目等	免除対象者	免除される試験科目等
社会保険福祉士	①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪社会調査の基礎、⑫相談援助の基盤と専門職、⑬相談援助の理論と方法、⑭福祉サービスの組織と経営、⑮高齢者に対する支援と介護保険制度、⑯障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑱就労支援サービス、⑲更生保護制度	精神保健福祉士として登録を受けている者	19科目のうち、10科目(①～⑩)
介護福祉士	1 筆記試験 ①社会福祉論、②老人福祉論、③障害福祉論、④リハビリテーション論、⑤社会福祉援助技術、⑥レクリエーション活動援助法、⑦老人・障害者の心理、⑧家政学概論、⑨医学一般、⑩精神保健、⑪介護概論、⑫介護技術、⑬形態別介護技術 2 実技試験	介護福祉士養成施設等が実施する「介護技術講習」を受講し修了認定を受けた者	実技試験
精神保健福祉士	①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪精神医学、⑫精神保健学、⑬精神科リハビリテーション学、⑭精神保健福祉論、⑮精神保健福祉援助技術	社会福祉士として登録を受けている者	15科目のうち、10科目(①～⑩)

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

3 試験の受験手数料のうち、社会福祉士試験及び介護福祉士試験については、社会福祉士及び介護福祉士法第9条及び第40条第3項により、試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならないとされており、その額は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条により、それぞれ9600円及び1万2,500円とされている。

また、精神保健福祉士試験については、精神保健福祉士法第9条により、試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならないとされており、その額は、精神保健福祉士法施行令第2条により、1万1,500円とされている。

しかしながら、受験科目等が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の手数料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-i

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人気象業務支援センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	32人 (14人)
資格名	気象予報士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	9,390人
関係法令	気象業務法(昭和27年法律第165号) 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)								

○ 気象業務法第24条の4により、気象予報士試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有するとされており、気象庁長官の指定を受けた財団法人気象業務支援センターが当該試験事務を行っている。

当該試験については、毎年2回、表1のとおり、学科試験と実技試験により行われており、①過去1年間に学科試験の全部又は一部に合格した者、②気象業務に関する業務経歴又は資格を有する者については、学科試験の全部又は一部が免除される。

表1 気象予報士試験の概要

区分	試験科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> 予報業務に関する一般知識 予報業務に関する専門知識
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> 気象概況及びその変動の把握 局知的な気象の予想 台風等緊急時における対応

(注) 財団法人気象業務支援センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、気象業務法施行規則第40条により、1万1,400円に設定されている。

しかしながら、学科試験の全部又は一部が免除された場合の受験料は定められておらず、学科試験及び実技試験の両方を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、学科試験免除制度により、学科試験を受けない場合であっても、受験料は一律に1万1,400円とされている。免除による受験の実態に合わせて受験料を減額し、負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-j

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人電気技術者試験センター	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	36人 (8人)
資格名	電気工事士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	230,537人
関係法令	電気工事士法(昭和35年法律第139号) 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)								

○ 電気工事士試験は、電気工事士法第7条第1項により、経済産業大臣の指定を受けた財団法人電気技術者試験センターが当該試験を実施している。

電気工事士の資格には、電気工作物の種類により、第一種及び第二種の資格区分があり、表1のとおり、筆記試験と実技による技能試験が行われている。

筆記試験に合格した者は後日行われる技能試験を受験することができるが、筆記試験が不合格となった者は技能試験を受験することができない。また、筆記試験に合格したものの当該年度の技能試験が不合格となった場合は、翌年の筆記試験が免除される。

表1 電気工事士(第一種)試験の概要

区分	内容
筆記試験	電気に関する基礎理論、配電理論及び配線設計、電気応用、電気機器・蓄電池・配線器具・電気工事用の材料及び工具並びに受電設備、電気工事の施工方法、配線図、発電施設・送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令
技能試験	(次に掲げる事項のうちから、持参した作業用工具により、配線図で与えられた問題について、支給される材料で一定時間内に完成させる。) 配線の接続、配線工事、電気機器・蓄電池及び配線器具の設置、電気機器・蓄電池・配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用法、コード及びキャブタイヤケーブルの取付け、設置工事、電流・電圧・電力及び電気抵抗の測定、自家用電気工作物の検査、自家用電気工作物の操作及び故障個所の修理

(注) 財団法人電気技術者試験センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気工事士法施行令第13条により、第一種は1万1,300円、第二種は9,600円に設定されている。

しかしながら、筆記試験が免除された場合の受験料は定められておらず、①筆記試験で不合格となり、技能試験を受験できなかった者、②前年度の筆記試験に合格したことにより、当該年度は技能試験のみ受験する者についても、筆記試験及び実技試験を一度に受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、筆記試験と実技試験の両方を一度に受験する者と筆記試験又は実技試験のいずれかのみ受験する者で受験料は変わらない。筆記試験又は実技試験のいずれかのみ受験する場合は、受験料を半額にするなど、免除による受験の実態に合わせて受験料を減額し、負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-k

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの							
法人名	社団法人日本技術士会	法人所管	文部科学省	役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	25人 (4人)
資格名	技術士	制度所管	文部科学省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度) 第1次：24,027人 第2次：26,743人
関係法令	技術士法（昭和58年法律第25号） 技術士法施行令（昭和58年政令第269号）							

技術士法第4条の規定に基づき、第1次技術士試験に合格し、実務経験を経て、第2次技術士試験に合格した者は、技術士となる資格を有するとされており、同法第11条の規定に基づく文部科学大臣の指定を受けた社団法人日本技術士会がこれらの試験を実施している。

このうち、第1次技術士試験は、下表のとおり、基礎科目、適性科目、共通科目、専門科目の4科目により行われており、当試験については、理科系統（工学部、農学部、理学部等）の大学卒業生・大学院卒業生など所定の学歴、又は公害防止管理者、エネルギー管理士など所定の国家資格を保有する者は、共通科目の受験が免除される。

表 第1次技術士試験の概要

区分	内容
基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・計画に関するもの ・情報・論理に関するもの ・解析に関するもの ・材料・化学・バイオに関するもの ・技術関連
適性科目	技術士法第四章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性
共通科目	数学・物理学・化学・生物学・地学の5科目のうち、あらかじめ選択する2科目について、技術士補として必要な共通的基礎知識
専門科目	機械部門から原子力・放射線部門までの20の技術部門のうち、あらかじめ選択する1技術部門に係る基礎知識及び専門知識

(注) 社団法人日本技術士会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、技術士法施行令第1条第1項により、1万1,000円に設定されている。

しかしながら、共通科目の受験が免除される場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－１

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本データ通信協会	法人所管	総務省、経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	55人 (22人)
資格名	工事担任者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	50,015人
関係法令	電気通信事業法（昭和59年法律第86号） 電気通信事業法施行令（昭和64年政令第75号）								

○ 電気通信事業法第71条により、利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならないとされており、工事担任者資格者証の交付を受けるためには、同法第74条第1項による総務大臣の指定を受けた財団法人日本データ通信協会が行う工事担任者試験に合格することが要件とされている。

同試験においては、表1のとおり、3科目（電気通信技術の基礎、端末設備の接続のための技術及び理論、端末設備の接続に関する法規）により行われているが、受験者が所持している類似資格の種類、過去3年以内における本試験の科目合格実績、実務経験年数により、最大で3科目（全て）の受験が免除される。

表1 工事担任者試験の概要

試験科目	項目
電気通信技術の基礎	電気工学の基礎、電気通信の基礎、電気工学の初歩、電気通信の初歩
端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の技術、総合デジタル通信の技術、接続工事の技術、トラヒック理論、ネットワークの技術、情報セキュリティの技術
端末設備の接続に関する法規（工事担任者試験の申請受付開始日現在、施行されているもの）	電気通信事業法及びこれに基づく命令、電気通信事業法及びこれに基づく命令の概要、有線電気通信法及びこれに基づく命令、有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要、電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

（注） 財団法人日本データ通信協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気通信事業法施行令第10条により、8,700円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除される場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、3科目の筆記試験で行われているが、科目免除制度があり、最大で全ての科目試験が免除される。しかし、科目免除された場合であっても受験料は一律8,700円となっており、不合理である。受験料は、受験科目数に応じた金額に設定すべきである。

（注） 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-m

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの												
法人名	財団法人安全衛生技術試験協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	88人 (38人)				
資格名	ボイラー技士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	648人				
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)												
<p>○ 労働安全衛生法第61条により、ボイラー等の取扱いの業務については、特級ボイラー技士、1級ボイラー技士又は2級ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、その業務に就けないとされており、同法第75条の2に基づく厚生労働大臣の指定を受けた財団法人安全衛生技術試験協会が当該免許に係る試験事務を行っている。</p> <p>このうち、特級ボイラー技士の免許試験の学科試験については、ボイラーの構造に関する知識、ボイラーの取扱いに関する知識、燃料及び燃焼に関する知識並びに関係法令の4試験科目により行われているが、過去2年以内に行われた同試験を受験し、一部の科目について合格点を得た者については、当該試験科目が免除される。</p> <p>本試験の受験料は、労働安全衛生法関係手数料令第6条により、7,000円に設定されている。</p> <p>しかしながら、受験科目が免除される場合の受験料は定められておらず、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。</p> <p>○ 当該資格の保有者からは、下表のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。</p> <p>表 受験料の引き下げを求める資格者の意見</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格者</td> <td>同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>										区分	内容	資格者	同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。
区分	内容												
資格者	同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。												

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-n

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交 通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交 通省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	12,664人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号) 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)								

旅行業務取扱管理者の資格取得に係る試験は、旅行業法第11条の3第1項により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされている。

また、同法第25条の2により、観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第11条の3の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務を行わせることができるとされており、観光庁長官の指定を受けた社団法人日本旅行業協会が同試験を実施している。

試験科目は、4科目(①旅行業法及びこれに基づく命令、②旅行業約款、運送約款及び宿泊約款、③国内旅行実務、④海外旅行実務)であるが、前年度の本試験で不合格となった者のうち、一部の科目に合格している者、国内旅行業務取扱管理者資格を有している者、本資格に係る事前研修を修了している者について、下表のとおり、試験科目が免除されている。これにより、例えば、国内旅行業務取扱管理者有資格者が前年度の本試験において、「海外旅行実務」に科目合格している場合、4科目のうち3科目の受験が免除される。

表 総合旅行業務取扱管理者試験の免除対象者及び免除対象科目

免除対象者	免除される試験科目
前年度の本試験で不合格となった者のうち、「国内旅行実務」、「海外旅行実務」のいずれか又は両方に科目合格した者	前年度に科目合格した科目
国内旅行業務取扱管理者有資格者	「旅行業法及びこれに基づく命令」及び「国内旅行実務」
(社)日本旅行業協会主催の前年度及び当該年度の総合旅行業務取扱管理者研修終了者	「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、同法第22条第2項により、旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないとされており、その額は、同法施行令第4条第2項第1号により、6,500円とされている。

しかしながら、試験科目を免除された場合の受験料は定められておらず、例えば、4科目のうち3科目の受験が免除される場合であっても、同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-ο

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの									
法人名	財団法人消防試験研究センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)		252人 (3人)
資格名	消防設備士	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	甲種：41,112人 乙種：43,218人	
関係法令	消防法（昭和23年法律第186号）									

消防法第17条の5により、消防設備士免状の交付を受けていない者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、屋内消火栓設備の設置に係る工事等、政令で定めるものを行ってはならないとされている。

消防設備士免状は、同法第17条の7により、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付するとされており、消防設備士試験に係る事務は、同法第17条の9による総務大臣の指定を受けた財団法人消防試験研究センターがこれを実施している。

消防設備士試験は、下表のとおり、筆記と実技により行われており、消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する者は、筆記試験科目の一部（消防関係法令の共通部分と基礎的知識）が免除される。

表 消防設備士試験の試験科目の概要

種類	試験科目
甲種 (1類～5類)	筆記試験
	消防関係法令
	基礎的知識
	消防用設備等の構造・機能・工事・整備
	実技試験
乙種 (1類～7類)	筆記試験
	消防関係法令
	基礎的知識
	構造・機能・整備
	実技試験

(注) 財団法人消防試験研究センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、甲種消防設備士試験は5,000円、乙種消防設備士試験は3,400円に設定されている。

しかしながら、試験科目の一部が免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－p

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人消防試験研究センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	252人 (3人)
資格名	危険物取扱者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	甲種：26,884人 乙種：417,543人 丙種：43,755人
関係法令	消防法（昭和23年法律第186号） 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）								

消防法第13条第3項により、製造所等（指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、危険物取扱者免状の交付を受けている者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないとされている。

危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状（6種）、丙種危険物取扱者免状とされており、危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付することとされている（同法第13条の2第1項、第2項及び第3項）。

都道府県知事は、総務大臣の指定する者（財団法人消防試験研究センター）に危険物取扱者試験の実施に関する事務を委任することができる（同法第13条の5第1項）。

当該試験については、下表の試験科目について行われており、「同時に2種類以上の乙種危険物取扱者試験を受ける者」、「第1類又は第5類の危険物に係る乙種危険物取扱者試験を受ける者であって、火薬類製造保安責任者免状を有する者等」、「1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の種類の乙種危険物取扱者試験を受けるもの」、又は「丙種危険物取扱者試験を受ける者であって、5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校で所定の教育を修了したもの」については、それぞれの場合に応じて試験科目の受験が一部免除される（危険物の規制に関する規則第55条）。

表 危険物取扱者試験の試験科目の概要

区分	試験科目
甲種	危険物に関する法令
	物理学及び化学
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
乙種	危険物に関する法令
	基礎的な物理学及び基礎的な化学
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
丙種	危険物に関する法令
	燃焼及び消火に関する基礎知識
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(注) 財団法人消防試験研究センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、乙種危険物取扱者試験は3,400円、丙種危険物取扱者試験は2,700円に設定されている。

しかしながら、試験科目の一部が免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-q

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	41,265人
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)								

○ 無線従事者の資格は、電波法第40条第1項の規定に基づき、表1のとおり、操作する無線設備の種類、通信実施区域等により、「第1級総合無線通信士」、「第1級海上無線通信士」等の23種類に区分されている。

これらの資格を取得しようとする場合には、同法第41条第2項の規定に基づき、総務大臣が指定する機関の実施する試験に合格すること等とされており、同法第46条に基づく総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が当該試験を実施している。

無線従事者試験は、筆記試験と実地試験により行われており、筆記試験は無線従事者資格の種類に応じて設定された複数の試験科目について、実地試験は電気通信術について実技試験が行われるが、①過去に合格した科目がある者、②総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した者、③一定の無線従事者の資格を有する者については、試験科目の受験が一部免除される。

表1 無線従事者資格の種類(23種類)

区分	無線従事者資格(受験料)
総合無線従事者 (3種類)	第1級総合無線通信士(18,800円)、第2級総合無線通信士(16,700円)、第3級総合無線通信士(13,100円)
航空無線従事者 (2種類)	航空無線通信士(9,000円)、航空特殊無線技士(5,400円)
海上無線従事者 (8種類)	第1級海上無線通信士(15,400円)、第2級海上無線通信士(13,600円)、第3級海上無線通信士(8,800円)、第4級海上無線通信士(7,000円)、第1級海上特殊無線技士(6,500円)、第2級海上特殊無線技士(5,100円)、第3級海上特殊無線技士(5,100円)、レーダー級海上特殊無線技士(5,100円)
陸上無線従事者 (6種類)	第1級陸上無線技術士(13,900円)、第2級陸上無線技術士(11,800円)、第1級陸上特殊無線技士(5,300円)、第2級陸上特殊無線技士(5,100円)、第3級陸上特殊無線技士(5,100円)、国内電信級陸上特殊無線技士(4,500円)
アマチュア無線従事者 (4種類)	第1級アマチュア無線技士(8,900円)、第2級アマチュア無線技士(7,400円)、第3級アマチュア無線技士(5,200円)、第4級アマチュア無線技士(4,950円)

(注) 財団法人日本無線協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電波法関係手数料令第13条により、試験を受ける無線従事者の資格に従い、4,500円(国内電信級陸上特殊無線技士)ないし18,800円(第1級総合無線通信士)の間で設定されている。

しかしながら、試験科目を免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、4科目の全てに合格する必要があるが、合格した科目については3年間に限り次回の試験において受験が免除される。本試験については、1回で合格することは難しく何度も受験する者が多い中で、受験料は免除科目の有無にかかわらず、一律となっている。 何度も受験する者の場合、受験料は大きな負担となることから、受験料は、受験科目数に応じた金額に設定してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑨－a

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	財団法人保安電子通信技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	5人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	180人 (40人)
検査検定名	遊技機の型式の検定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	1,449件
関係法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）						

遊技機の製造業者又は輸入業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項に基づき、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しない旨の技術上の規格に適合しているか否かについて、都道府県公安委員会の検定を受けることができるとされている。

また、同法第20条第5項に基づき、都道府県公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされている。

当該試験業務の実施については、財団法人保安電子通信技術協会が指定試験機関となっており、同協会が条例で定められた手数料を徴収し、事業収入としている。

これらの試験業務に係る手数料の標準は、人件費及び物件費に基づき積算されており、このうち、その大部分を占める人件費については、下表のとおり、審査業務や試験の実施などに要する作業時間に基づき経費が積算されている。

表 人件費の積算根拠

内 訳		単価 (1分当たり)	審査時間	小 計
審査等	受理	73.24円	10分	1,452,715.4円
	書類審査		40分	
	設計図審査等		16,430分	
	遊技機試験等		2,920分	
	試験結果まとめ		240分	
	試験帳簿等作成		100分	
	決裁用説明資料作成		90分	
	台帳等作成		5分	
決裁	所属長級	92.15円	1分	751.3円
	非所属長級	73.24円	9分	
合 計				1,453,466.7円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ぱちんこ遊技機でマイクロプロセッサを内蔵する機種 of 型式試験を例に作成した。

しかしながら、審査の初期の段階等で遊技機の不適合が見つかり、申請者の希望に応じて審査を途中で終了する場合、審査時間の減少が見込まれるが、手数料は全額徴収することとしており、申請者に過度の負担を求めている状況となっていることから、審査時間の減少に応じ、検査料を減額する余地があると考えられる。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑨－b

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	社団法人日本内燃 力発電設備協会	法人 所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	17人 (0人)
検査検定名	消防用設備等の認 定	制度 所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	27件
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)						

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本内燃力発電設備協会では、登録認定機関として、消防用設備等のうち、防災用自家発電装置等の製品認証業務を行っており、これらの認証料については、同法人が独自に料金を設定している。

認証料は、申請時及び審査時に要する経費に基づき積算されており、防災用自家発電装置に係る経費については、下表のとおり、1件につき34万5,000円となっている。

このうち、品質システム審査業務(品質システム審査料7万円)の実施に当たっては、検査の質を確保するため、「JIS Q 9001 (ISO9000)」(品質マネジメントシステム－要求事項)の基準に基づく審査を行っており、同法人が定めた品質システム審査基準において、「申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合には、審査の一部又は全部を省略することができる」としている。

表 防災用自家発電装置の認証料の積算内訳 (単位：円)

申請手数料	100,000
審査手数料	245,000
書類審査料	35,000
品質システム審査料	70,000
製品検査料	70,000
現地調査料(移動対価)	70,000
合計	345,000

- (注) 1 日本内燃力発電設備協会の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は、審査の一部又は全部が省略される場合があるもの。
3 初回及び更新審査時の手数料に違いはない。
4 現地調査料(移動対価)は、首都圏外の場合の積算額を示す。

しかしながら、当該審査に係る経費については、その積算において、「JIS Q 9001 (ISO9000)」(品質マネジメントシステム－要求事項)の基準に基づく第三者認証を取得しているか否かにかかわらず、一律に7万円としているため、実際には、認定料の割引は行われていない。

申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合については、品質システム審査の一部又は全部が省略され、審査業務の簡素化が図られることから、認証料を割り引く余地があると考えられる。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑨-c

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	財団法人日本消防設備安全センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	77人 (2人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	68件(型式) 1,843,340(個別)
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)						

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

財団法人日本消防設備安全センターでは、登録認定機関として、消防用設備等のうち、屋内消火栓及び連結送水管の放水口など23品目についての認定業務を行っており、これらの認定料については、「消防用設備等認定手数料規程」を定め、同法人が独自に料金を設定している。

このうち、これらの設備等の型式認定に係る手数料については、下表のとおり、直接経費(委員会等運営費、試験実施費、人件費)及び間接経費(諸経費、技術経費)に基づき積算されており、1件につき25万円としている。

これらの型式認定業務の実施に当たっては、検査の質を確保するため、「ISO9001:2008」(品質マネジメントシステム-要求事項)の基準に基づく審査を行っているが、同法人が定めた「消防用設備等認定細則」においては、「申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合は、その取得状況を勘案すること」としている。

表 消防用設備等の型式認定料の積算内訳 (単位:円)

項目		金額
直接経費	委員会等運営費	88,300
	試験実施費	12,000
	人件費	67,800
間接経費	諸経費	61,100
	技術経費	25,800
合計		255,000

(注) 1 日本消防設備安全センターの資料に基づき当省が作成した。
2 積算金額の合計は、255,000円となっているが、実際の手数料は、端数処理をして250,000円としている。

しかしながら、当該型式認定料については、その積算において、申請者が「ISO9001:2008」(品質マネジメントシステム-要求事項)の基準に基づく第三者認証を取得しているか否かにかかわらず、一律に25万円としているため、実際には、認定料の割引は行われていない。

申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合については、審査業務の簡素化が図られることから、手数料を割り引く余地があると考えられる。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-a

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								

特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。

建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。

このうち、上記の講習は、建築物衛生行政概論等7科目により行われており、講習日数は16日間(103時間)で、教材費を含んだ受講料は12万9,000円となっている。

同講習で使用する教材は、下表のとおり4種類あり、この中には、当該資格に係る法令集(ビル管理関係法令通知集)が含まれている。

表 受講料に含まれている教材の一覧

教材名	発行元	価格(税込)
新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻	財団法人 ビル管理教育センター	22,000円
ビル管理関係法令通知集	第一法規	6,720円
労働安全衛生法・事務所衛生基準規則	財団法人 ビル管理教育センター	非売品
実習教材	財団法人 ビル管理教育センター	非売品

(注) 財団法人ビル管理教育センターの資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、法規に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－b

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (0人)
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省				2人 (1人)
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働 省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号） 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）								

食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。

また、同条第5項により、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者等に該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができないとされている。

当該講習会については、厚生労働大臣の登録を連名で受けた社団法人日本食鳥協会、社団法人日本食品衛生協会及び全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会が、共同開催しており、受講料は6万円に設定している。

受講料の内訳をみると、全体の38%に当たる2万3,230円は教材費となっており、この中には、下表のとおり、法規に係る教材（食品衛生小六法（6,405円）、早わかり食品衛生法（4,200円）、食品衛生法規2006（1,575円））が含まれている。

表 全ての受講者に配布（販売）している教材の一覧 (単位：円)

教材名	発行元	価格
食鳥処理衛生管理ハンドブック（改訂版）	社団法人日本食品衛生協会	3,675
平成19年度版 食品衛生小六法	新日本法規	6,405
早わかり食品衛生法	社団法人日本食品衛生協会	4,200
食品衛生法規2006	社団法人日本食品衛生協会	1,575
食品の異物混入防止対策	社団法人日本食品衛生協会	525
たいせつな手洗い	社団法人日本食品衛生協会	300
今日から始めよう食品衛生	社団法人日本食品衛生協会	300
食品営業とPL法	社団法人日本食品衛生協会	350
ノロウイルスの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
カンピロバクターの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
サルモネラの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
カラーマニュアル 鳥の病気	社団法人日本鶏病研究会	5,000
合計		23,230

(注) 社団法人日本食鳥協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、法規に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-c

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人医療機器センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	18人 (6人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,034人
関係法令	薬事法(昭和35年法律第145号) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)								

コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を実地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。

当該資格を取得しようとする場合は、薬事法施行規則第62条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する基礎講習を修了することが要件の一つとされている。当該講習は、薬事法、関係法令、医療機器の品質確保等の各科目について計6時間行うこととされている。

当該講習を実施している財団法人医療機器センターでは、下表のとおり、自ら編集・発行した「講習会テキスト」及び「薬事法等関係資料(テキスト別冊)」の2冊(教材の代金は、15,000円の受講料に含まれている。)を受講者に配布しており、このうち「薬事法等関係資料」(392ページ)については、薬事法や同法施行令等の関係法令が掲載された法令集となっている。

表 全ての受講者に配布している教材の一覧

教材名	発行元	価格
講習会テキスト	財団法人医療機器センター	不明
薬事法等関係資料(テキスト別冊)	財団法人医療機器センター	不明

(注) 財団法人医療機器センターの提出資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、薬事法等関係資料については、①関係法令は本体の「講習会テキスト」の随所に引用されていること、②関係法令については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることなどから、必ずしも全ての受講者に配布する必要はなく、この分、受講料を減額する余地があると考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-d

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	社団法人全国 旅行業協会	法人 所管	国土交 通省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	16人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交 通省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	411人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								

旅行業者は、旅行業務に関する取引条件の明確性、旅行サービスの提供の確実性等を確保するため、旅行業法第11条の2等の規定に基づき、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任しなければならないとされている。

当該資格を取得しようとする場合には、観光庁長官から指定を受けた社団法人全国旅行業協会等が実施する試験に合格することが要件とされている。

当該試験の受験科目は、①旅行業法及びこれに基づく命令、②旅行業約款、運送約款及び宿泊約款並びに③国内旅行実務の3科目となっている。このうち、社団法人全国旅行業協会等が実施する国内旅行業務取扱管理者研修を修了した者は、③の受験科目が免除されることとされている。

当該研修は、上記の3科目について、2日間行うこととされ、受講料は3万2,000円となっている。

当該研修で使用するテキストは、下表のとおり、2種類となっており、この中には、旅行業法等の関係法令を掲載した法令集(旅行業法関係法規・約款集)が含まれている。

表 使用テキストの一覧

テキスト名	発行元	価格
旅行業務テキスト	社団法人全国旅行業協会	不明
旅行業法関係法規・約款集	社団法人全国旅行業協会	不明

(注) 社団法人全国旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、法令に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑪

件名	必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの																				
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)												
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人												
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)																				
<p>水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>当該資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上の実務経験 ・一定の学歴とそれに応じた実務経験 ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされており、同講習は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)により行われている。 <p>このうち、①の学科講習においては、同協会が作成した「専用テキスト」(1万円)に基づき、水道行政、公衆衛生・衛生管理等の講義が行われているが、これとは別に、下表のとおり、「水道施設設計指針」(1万1,760円、同協会発行)、「水道維持管理指針」(1万円、同協会発行)及び「水道法関係法令集」(1,680円、中央法規出版発行)の書籍も教材として有償配付されている。</p>																					
<p>表 全ての受講者に有償配布されている教材の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教材名</th> <th>発行元</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道施設設計指針(2000年版)</td> <td>社団法人日本水道協会</td> <td>1万1,760円</td> </tr> <tr> <td>水道維持管理指針(2006年版)</td> <td>同上</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>水道法関係法令集(2010年版)</td> <td>中央法規出版</td> <td>1,680円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>										教材名	発行元	価格	水道施設設計指針(2000年版)	社団法人日本水道協会	1万1,760円	水道維持管理指針(2006年版)	同上	1万円	水道法関係法令集(2010年版)	中央法規出版	1,680円
教材名	発行元	価格																			
水道施設設計指針(2000年版)	社団法人日本水道協会	1万1,760円																			
水道維持管理指針(2006年版)	同上	1万円																			
水道法関係法令集(2010年版)	中央法規出版	1,680円																			
<p>しかしながら、これらの書籍については、当該講習を修了した受講者が日常業務を遂行する際の参考資料として配布されているものであり、必ずしも講義において使用するものではない。また、これらの書籍は毎年改訂されるものではなく、受講者が所属する水道事業者において、既に所持していることも予想されることなどから、購入を希望する者に限り、有償配布するなどの措置が必要と考えられる。</p> <p>なお、本件講習会については、講習会の受講者等から、受講料が高額であることを理由にその減額を求める意見要望が寄せられている。</p>																					

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑫

件名	高額なテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								
<p>特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。</p> <p>このうち、上記の講習は、建築物衛生行政概論等7科目から構成されており、講習日数は10日間(103時間)で、教材費を含む受講料は12万9,000円となっており、全ての受講者に対し、下表の教材が配布されている。</p>									
表 全ての受講者に有償配布している教材の一覧									
教材名				発行元				定価(税込み)	
新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻 (上巻601ページ、下巻483ページ)				財団法人ビル管理教育センター				22,000円	
ビル管理関係法令通知集				第一法規				6,720円	
労働安全衛生法・事務所衛生基準規則				財団法人ビル管理教育センター				価格表示なし	
実習教材				財団法人ビル管理教育センター				価格表示なし	
(注) 財団法人ビル管理教育センターの資料に基づき当省が作成した。									
<p>しかしながら、上記のとおり、同センターが発行している「新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻」については、定価が2万2,000円となっており、講習会で使用する教材としては高額で受講者に過度な金銭的負担を強いるものとなっている。</p>									

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－a

件名	講習で使用するテキストの価格を表示していないことから、価格の妥当性を検証できないもの等
<p>資格講習においては、受講者にテキストが配布され、これにより座学講習等が行われる。</p> <p>講習で使用するテキストについては、収支相償の観点から、価格を明らかにし、内容等が価格に見合うものとなっているかについて、受講者自らがその妥当性を検証できるよう透明化を図ることが重要である。</p> <p>また、使用するテキストの価格そのものについても、受講者の金銭的負担を軽減する観点から、できる限り低額なものとし、例えば、受講料と比較して過大にならないよう配慮する必要があると考えられる。</p> <p>しかしながら、抽出調査した22法人が実施する延べ41資格の講習について、使用するテキスト79冊の価格の表示の状況をみたところ、表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－bのとおり、価格を表示せずにテキスト代金込で受講料を徴収しているものが、7法人(31.8%)の実施する8講習(19.5%)において、11冊(13.9%)みられた。</p> <p>また、上記の22法人が実施する延べ41資格の講習において、受講料の総額に占めるテキスト代金の総額の割合を調査したところ、全体平均で12.3%となっている中、30%を超過するものが5法人(22.7%)の実施する5講習(12.2%)において、20冊(25.3%)みられた。</p>	

表II-1-(2)-ア-(イ)-⑬-b テキストの価格の表示状況等

No.	制度 所管府省	法人名	資格講習名	受講料 (テキスト代 込・税込) [円]	使用テキスト名	テキストの発行元	テキスト価 格(税込) [円]	テキスト価格の表示の有無	受講料に占めるテキ スト代の割合 [%]							
1	総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者(4級アマチュア無線技士養成課程)	22,750	第4級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	(財) 日本アマチュア無線振興会	699	○	3.1							
2	文部科学省	(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	100,000	第二種放射線取扱主任者講習	(財) 電子科学研究所	2,540	○	2.5							
3	文部科学省	(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	15,000	放射線取扱主任者定期講習	(社) 日本放射線技師会	1,400	○	9.3							
4	厚生労働省	(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	177,350	作業環境測定ガイドブック0・総論編	(社) 日本作業環境測定協会	2,750	○	4.1							
					作業環境測定のための労働衛生の知識		2,500	○								
					作業環境測定ガイドブック1・鉱物性粉じん・石棉		2,100	○								
小計							7,350									
5	厚生労働省	(財) 日本食品衛生協会 (社) 日本食品衛生協会	食鳥処理衛生管理者	60,000	食鳥処理衛生管理ハンドブック(改訂版)	(社) 日本食品衛生協会	3,675	○	38.7							
					平成19年度版食品衛生小六法		新日本法規	6,405		○						
					早わかり食品衛生法			4,200		○						
					食品衛生法規2006			1,575		○						
					食品の異物混入防止対策			525		○						
					たいせつな手洗い			300		○						
					今日から始めよう食品衛生		(社) 日本食品衛生協会	300		○						
					食品営業とPL法			350		○						
					ノロウイルスの食中毒を知ろう			300		○						
					カンピロバクターの食中毒を知ろう			300		○						
					サルモネラの食中毒を知ろう			300		○						
					カラーマニュアル 鳥の病気		(社) 鶏病研究会	5,000		○						
					小計							23,230				
6	厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	129,000	新版 建築物の環境衛生管理上・下巻	(財) ビル管理教育センター	22,000	○	22.3							
					ビル管理関係法令通知集		第一法規	6,720		○						
					労働安全衛生法-事務所衛生基準規則		(財) ビル管理教育センター	-		×						
					実習教材			-		×						
					小計							28,720				
			清掃作業監督者	35,000	建築物環境衛生制度	まほろば	856	○	2.4							
					清掃作業監督者講習会テキスト	(財) ビル管理教育センター	-	×								
小計							856									
7	厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業従事者	7,770	清掃作業従事者研修用テキストI	(社) 全国ビルメンテナンス協会	1,260	○	32.4							
					清掃作業従事者研修用テキストII		1,260	○								
					小計							2,520				
8	厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器の販売及び賃貸管理者講習(継続)	6,000	医療機器の販売・賃貸管理者医療機器の修理業責任技術者継続研修テキスト	(社) 日本ホームヘルス機器協会	3,000	×	50.0							
9	厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	5,000	よくわかるクリーニング教本クリーニング師編	(株) ERC出版	704	×	14.1							
10	厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	13,100	第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	(社) 日本ボイラ協会	900	○	16.0							
					わかりやすいボイラー及び圧力容器規則		(社) 日本ボイラ協会	1,200		○						
小計							2,100									
11	厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	12,600	第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	(社) 日本ボイラ協会	900	○	16.7							
					わかりやすいボイラー及び圧力容器規則		(社) 日本ボイラ協会	1,200		○						
					小計							2,100				
					床上操作式クレーン運転技能講習修了者		33,100	床上操作式クレーンの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	4.8			
					小型移動式クレーン運転技能講習修了者		35,200	小型移動式クレーンの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	4.5			
					ガス溶接技能講習修了者		10,050	ガス溶接技能者教本		(社) 日本溶接協会	612	○	6.1			
					フォークリフト運転技能講習修了者		43,600	フォークリフトの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	3.7			
					高所作業車運転技能講習修了者		33,600	高所作業車運転者教本		建設業労働災害防止協会	1,800	○	5.4			
					玉掛け技能講習修了者		21,550	玉掛け作業の知識		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	7.4			
					ボイラー取扱技能講習修了者		10,000	ボイラー取扱技能講習テキスト		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	16.0			
12	厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	141,000	クレーン運転士教本	(社) 日本クレーン協会	1,700	○	1.7							
					クレーン等安全規則		700	○								
					小計							2,400				
					船内荷役作業主任者		9,760	船内荷役作業主任者テキスト		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	3,510(一式)	×	36.0			
								労働安全衛生関係法令				×				
					床上操作式クレーン運転技能講習修了者		29,500	床上操作式クレーンの運転		(社) 日本クレーン協会	1,500	○	5.1			
					小計							1,500				
					小型移動式クレーン運転技能講習修了者		29,500	小型移動式クレーンの運転		(社) 日本クレーン協会	1,500	○	5.1			
					小計							1,500				
					フォークリフト運転技能講習修了者		26,470	フォークリフト運転士テキスト		中央労働災害防止協会	1,470	○	5.6			
玉掛け技能講習修了者	23,100	玉掛け作業の知識	(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	6.9										

No.	制度 所管府省	法人名	資格講習名	受講料 (テキスト代 込・税込) [円]	使用テキスト名	テキストの発行元	テキスト価 格(税込) [円]	テキスト価格の表示の有無	受講料に占めるテキ スト代の割合 [%]
13	厚生労働省	(財) 日本産業技能教育協会	特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者	13,680	特定化学物質・四アルキ ル鉛等作業主任者テキスト	中央労働災害防止 協会	1,680	○	12.3
			有機溶剤作業主任者	13,680	有機溶剤作業主任者テキ スト	中央労働災害防止 協会	1,680	○	12.3
			玉掛け技能講習修了者	24,600	玉掛け作業の知識	ボイラ・クレーン 安全協会	1,600	○	6.5
			小型移動式クレーン運転技 能講習修了者	34,600	小型移動式クレーンの運転	ボイラ・クレーン 安全協会	1,600	○	4.6
			ガス溶接技能講習修了者	15,700	ガス溶接技能者教本	産報出版	700	○	4.5
			フォークリフト運転技能講 習修了者	39,500	フォークリフト運転者教本	全国登録教育機関 協会	1,500	○	3.8
			車両系建設機械(整地・運 搬・積み込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	39,600	車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬積み込み用及び 掘削用)	建設業労働災害防 止協会	1,600	○	4.0
			車両系建設機械(解体用) 運転技能講習修了者	14,900	車両系建設機械運転者教本 (解体用)	建設業労働災害防 止協会	1,900	○	12.8
14	農林水産 省・国土交 通省	(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	30,000	旅程管理研修(基礎・国 内)	(株) ジェイ ティービー能力開 発	1,680	○	11.2
					旅程管理研修(海外実務・ 語学)		1,680	○	
小計							3,360		
15	経済産業省	(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士(実務補習 (15日コース))	150,000	実務補習テキスト	(社) 中小企業診 断協会	700	×	0.5
16	経済産業 省・環境省	(社) 産業環境管理協会	公害防止管理者(大気関係 第一種)	38,350	新・公害防止の技術と法規	(社) 産業環境管 理協会	7,350	○	19.2
17	経済産業 省・環境省	(社) 日本砕石協会	公害防止管理者(一般粉じ ん関係)	37,600	公害総論1、大気概論1(法 令関係説明資料)	(社) 日本砕石協 会		○	33.5
					公害総論1、大気概論1			○	
					公害総論2、大気概論2、 ばいじん・一般粉じん特論			○	
18	国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	95,000 (単科受講 の場合1科 目17,000)	船舶設計	(社) 日本中小 型造船工業会	15,000 (一式) (単科受 講の場合 1冊 2,000)	○	15.8
					基本設計			○	
					構造設計			○	
					工程管理			○	
					船舶工作法			○	
					船体艤装			○	
					機械艤装			○	
					電気艤装			○	
船舶関係法規	○								
19	国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	40,000	旅程管理研修教本	(社) 日本添乗 サービス協会	2,500	×	8.8
					旅行業法令と約款		1,000	×	
					海外添乗実務副教材		0		
小計							3,500		
20	国土交通省	(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	8,000	自動車整備新技術(学科研 修用)	(社) 日本自動車 整備振興会連合会	850	○	24.4
					自動車整備新技術(実習研 修用)		1,100	○	
					小計				
21	国土交通省	(財) マンション管理センター	マンション管理士	16,000	マンション管理士法定講習 講義録、マンション管理士 法定講習テキスト	(財) マンション 管理センター	1,413	×	8.8
計	6府省	22法人(※No.5の講習は2法人 が共催形式で実施)	述べ41講習		79冊			○(有) 65冊 ×(無) 14冊 ・11冊(13.9%※) ・7法人(31.8%) ・8講習(19.5%)	30%以上※ ・5講習(12.2%) ・5法人(22.7%) ・20冊(25.3%)
								※無料の3冊を除外して算 出	※全体平均は12.3%

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。
2 受講料欄及びテキスト価格欄の金額は、平成21年度実績を示す。
3 テキスト価格欄の「-」印は、金額を把握できなかったものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑭-a

件名	手数料等が業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要があるもの																																																																																																																												
1 資格制度ごとの登録料	今回、概況調査により把握した資格の登録事業（50 資格）の登録料は、表1のとおりである。																																																																																																																												
	表1 資格別登録料一覧	(単位：円)																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省</th> <th>資格者名</th> <th>登録料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>財務省</td><td>税理士</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>弁理士</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>宅地建物取引主任者</td><td>37,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>社会保険労務士</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>労働安全コンサルタント</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>労働衛生コンサルタント</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>作業環境測定士</td><td>25,800</td></tr> <tr><td>総務省</td><td>行政書士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>司法書士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>土地家屋調査士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>建築設備士</td><td>22,050</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>建築士</td><td>19,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>言語聴覚士</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>救急救命士</td><td>6,800</td></tr> <tr><td>文部科学省</td><td>技術士</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>理容師</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>美容師</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>あん摩マッサージ指圧師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>はり師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>きゆう師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>柔道整復師</td><td>4,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>歯科衛生士</td><td>4,750</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>管理業務主任者</td><td>4,250</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>マンション管理士</td><td>4,250</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>保育士</td><td>4,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>精神保健福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>社会福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>介護福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>気象予報士</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>貸金業務取扱主任者</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>農林水産省</td><td>獣医師</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>環境省</td><td>狩猟免許</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>登録運転者</td><td>500~5,000</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>公認会計士</td><td>0</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>外国公認会計士</td><td>0</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>申請取次者</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>管理栄養士</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>薬剤師</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>年金数理人</td><td>0</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>計量士</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	所管府省	資格者名	登録料	財務省	税理士	50,000	経済産業省	弁理士	48,000	国土交通省	宅地建物取引主任者	37,000	厚生労働省	社会保険労務士	30,000	厚生労働省	労働安全コンサルタント	30,000	厚生労働省	労働衛生コンサルタント	30,000	厚生労働省	作業環境測定士	25,800	総務省	行政書士	25,000	法務省	司法書士	25,000	法務省	土地家屋調査士	25,000	国土交通省	建築設備士	22,050	国土交通省	建築士	19,200	厚生労働省	言語聴覚士	8,000	厚生労働省	救急救命士	6,800	文部科学省	技術士	6,500	厚生労働省	理容師	5,800	厚生労働省	美容師	5,800	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	5,200	厚生労働省	はり師	5,200	厚生労働省	きゆう師	5,200	厚生労働省	柔道整復師	4,800	厚生労働省	歯科衛生士	4,750	国土交通省	管理業務主任者	4,250	国土交通省	マンション管理士	4,250	厚生労働省	保育士	4,200	厚生労働省	精神保健福祉士	4,050	厚生労働省	社会福祉士	4,050	厚生労働省	介護福祉士	4,050	国土交通省	気象予報士	3,600	金融庁	貸金業務取扱主任者	3,150	農林水産省	獣医師	2,000	環境省	狩猟免許	1,800	国土交通省	登録運転者	500~5,000	金融庁	公認会計士	0	金融庁	外国公認会計士	0	法務省	申請取次者	0	厚生労働省	管理栄養士	0	厚生労働省	薬剤師	0	厚生労働省	年金数理人	0	経済産業省	計量士	0	
所管府省	資格者名	登録料																																																																																																																											
財務省	税理士	50,000																																																																																																																											
経済産業省	弁理士	48,000																																																																																																																											
国土交通省	宅地建物取引主任者	37,000																																																																																																																											
厚生労働省	社会保険労務士	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	労働安全コンサルタント	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	労働衛生コンサルタント	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	作業環境測定士	25,800																																																																																																																											
総務省	行政書士	25,000																																																																																																																											
法務省	司法書士	25,000																																																																																																																											
法務省	土地家屋調査士	25,000																																																																																																																											
国土交通省	建築設備士	22,050																																																																																																																											
国土交通省	建築士	19,200																																																																																																																											
厚生労働省	言語聴覚士	8,000																																																																																																																											
厚生労働省	救急救命士	6,800																																																																																																																											
文部科学省	技術士	6,500																																																																																																																											
厚生労働省	理容師	5,800																																																																																																																											
厚生労働省	美容師	5,800																																																																																																																											
厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	はり師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	きゆう師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	柔道整復師	4,800																																																																																																																											
厚生労働省	歯科衛生士	4,750																																																																																																																											
国土交通省	管理業務主任者	4,250																																																																																																																											
国土交通省	マンション管理士	4,250																																																																																																																											
厚生労働省	保育士	4,200																																																																																																																											
厚生労働省	精神保健福祉士	4,050																																																																																																																											
厚生労働省	社会福祉士	4,050																																																																																																																											
厚生労働省	介護福祉士	4,050																																																																																																																											
国土交通省	気象予報士	3,600																																																																																																																											
金融庁	貸金業務取扱主任者	3,150																																																																																																																											
農林水産省	獣医師	2,000																																																																																																																											
環境省	狩猟免許	1,800																																																																																																																											
国土交通省	登録運転者	500~5,000																																																																																																																											
金融庁	公認会計士	0																																																																																																																											
金融庁	外国公認会計士	0																																																																																																																											
法務省	申請取次者	0																																																																																																																											
厚生労働省	管理栄養士	0																																																																																																																											
厚生労働省	薬剤師	0																																																																																																																											
厚生労働省	年金数理人	0																																																																																																																											
経済産業省	計量士	0																																																																																																																											

経済産業省	競輪選手	0
経済産業省	競輪審判員	0
経済産業省	小型自動車競走選手	0
経済産業省	小型自動車競走審判員	0
経済産業省	中小企業診断士	0
国土交通省	海事代理士	0
国土交通省	海事補佐人	0
国土交通省	不動産鑑定士	0
国土交通省	測量士・測量士補	0
環境省	環境カウンセラー	0

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 登録料が把握できたものについて計上している。
3 登録料は、平成 21 年度末現在の金額を示す。

2 登録料の設定

登録事業は、申請者から提出された登録申請書及び関係書類を基に、その者の氏名、住所、生年月日等（登録事項）の情報をパソコンに入力するものや、これに加え、登録申請書等の内容を確認するための事務所所在地の現地確認や申請者との面接等を行っているものもあり、登録料はこれらの経費を基に算定される。

今回、当省が詳細調査した登録事業のうち、登録料に幅のあるもの及び登録料が無料のものを除外した 14 登録事業について、登録情報をパソコンに入力等する際の経費に影響する登録事項数及び登録者数と登録料との関係を調査した結果は、次のとおりである。

(1) 登録事項数

登録申請者の氏名等（登録事項）の情報をパソコン等に入力する場合、登録事項数は当該作業の経費に影響し、実費相当額とされる登録料にも反映されることとなる。

しかしながら、登録事項数と登録料の関係を調査したところ、表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑭-b のとおり、1 登録事項数当たりの単価は、最少 152 円（管理業務主任者）ないし最大 3,333 円（労働衛生コンサルタント）の較差が生じている。

(2) 登録者数

上記の登録事項数と同様に、登録者数の多寡についても、パソコン等に入力等を行う際の経費に影響を与え、実費相当額とされる登録料に反映されることとなる。

しかしながら、登録者数（表 2：平成 21 年度実績）と登録料の相関関係（注）を調査したところ、表 3 のとおり、両者の相関係数は -0.1439413 で相関は弱く（数値の分布が不規則）、関連性は極めて低い状況が認められた。

- (注) 2 変数の関係がどの程度比例的な関係を持っているかを示すもの。一方が増加すると、他方が増加又は減少するという 2 つの変数の関係を示し、相関係数が 1 又は -1 に近いほど関連性が認められる。

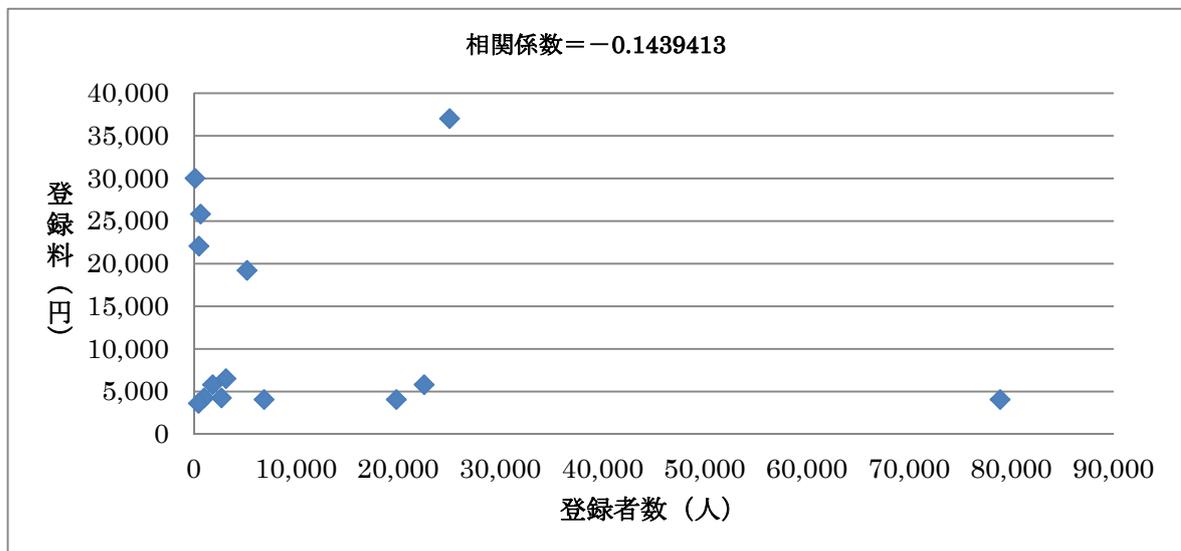
表2 資格別登録者数

単位 (人、円)

所管府省	資格名	登録者数 (平成 21 年度)	登録料 (再掲)
国土交通省	宅地建物取引主任者	25,021	37,000
厚生労働省	労働衛生コンサルタント	120	30,000
厚生労働省	作業環境測定士	657	25,800
国土交通省	建築設備士	505	22,050
国土交通省	建築士	5,202	19,200
文部科学省	技術士	3,147	6,500
厚生労働省	理容師	1,844	5,800
厚生労働省	美容師	22,531	5,800
国土交通省	管理業務主任者	2,699	4,250
国土交通省	マンション管理士	1,011	4,250
厚生労働省	精神保健福祉士	6,871	4,050
厚生労働省	社会福祉士	19,817	4,050
厚生労働省	介護福祉士	78,896	4,050
国土交通省	気象予報士	449	3,600

(注) 当省の調査結果による。

表3 登録者数と登録料の相関関係



(注) 表2の登録者数及び登録料に基づき当省が作成した。

3 登録事務の経費の内訳

当省が詳細調査の対象とした作業環境測定士及び労働衛生コンサルタントについて、登録事務における事業経費の内訳をみた結果は、表4のとおりである。

収入総額に対する当期収支差額の割合は、作業環境測定士が5.7%、労働衛生コンサルタントが3.7%となっており、おおむね収入と支出の均衡は図られているが、前者については事業費の81.1%を、後者については事業費の76.2%を人件費が占めるなど、登録事務においては、徴収した手数料の多くは人件費に支出されている。

表4 作業環境測定士及び労働衛生コンサルタントの登録業務に係る収支状況 (単位：円、%)

区分	作業環境測定士 登録料：25,800円 登録事項数：11事項 登録者数：657人		労働衛生コンサルタント 登録料：30,000円 登録事項数：9事項 登録者数：120人		
		割合		割合	
収入総額 (A)	18,577,692		9,547,079		
支出総額 (B)	17,503,335	100.0	9,191,852	100.0	
内 訳	人件費	14,194,501	81.1	7,000,000	76.2
	旅費交通費	20,000	0.1	0	0.0
	什器備品費	14,175	0.1	46,305	0.5
	印刷製本・消耗品費	479,667	2.7	124,404	1.4
	通信運搬費	611,639	3.5	190,455	2.1
	借室料・共益費支出	2,122,932	12.1	1,733,000	18.9
	電算機器費	14,490	0.1	96,768	1.1
	雑支出	45,931	0.3	920	0.01
当期収支差額 (A) - (B)	1,074,357	5.8	355,227	3.7	

(注) 1 法人の資料に基づき当省が作成した。

2 割合(当期収支差額欄を除く。)は、支出総額に対する値を示す。

3 当期収支差額欄の割合は、収入総額に対する値を示す。

4 登録料の検証の必要性

上記のとおり、詳細調査の対象とした資格の登録料、登録事項数及び登録者数の関係をみると、1登録事項数当たりの単価は区々となっており、また、登録者数と登録料との間に関連性はみられない。

また、これにより徴収した登録料の大半は、人件費に支出されていることから、人件費の多寡が登録料に大きく影響している実態がみられる。

公益法人が行う公益事業については、収入と支出の均衡が求められており、また、国が直接実施する場合や特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人が行う場合においても、同様の措置が求められている。これにより、上記のとおり、おおむね事業の収入と支出の均衡は図られているが、登録事業における登録料の設定に当たっては、単に収支の均衡に留意するだけではなく、利用者の負担軽減を図る観点から、各資格制度で実施する業務量に見合ったものとなっているかについて、特に人件費の多寡に留意しつつ、その金額の妥当性を検証する必要があると考えられる。

表Ⅱ-1-(2)-イ-① 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）

所管府省	法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況		
国家公安委員会（警察庁）	(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	△		
総務省	(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○		
経済産業省	(財) 日本品質保証機構	特定計量器の検定	△		
国土交通省	(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査	△		
		危険物のコンテナへの収納検査	△		
	(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査	△		
		危険物の積付検査	△		
		液化化物質の積付け検査	△		
	(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 日本建築総合研究所	建築物等の確認・検査	×		
	(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×		
	(社) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	×		
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	×			
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	×			
4 府省	18法人	延べ21制度	府省数	法人数	事業数
			○	1	1 (4.8)
			△	3	4 (33.3)
			×	1	13 (61.9)
合計				18	21 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、×印は公開していないものを示す。
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ② 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況		
総務省	(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	△		
			講習（主任）	△		
	(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者 工事担任者	試験	△		
			試験	△		
	(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	×		
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	×			
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	×			
文部科学省	(社) 日本技術士会	技術士	試験	△		
			登録	△		
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	登録	△		
			登録	△		
	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	試験	△		
			試験	△		
	(社) 全国ビルメンテナンス協会	技能士（ビルクリーニング技能士試験・ビル設備管理技能士試験）	試験	△		
	(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	△		
	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	△		
	(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	△		
	(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	△		
	(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	△		
	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	△		
	(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	△		
			登録	△		
			試験	△		
			登録	△		
	(財) 社会福祉振興・試験センター	介護福祉士	試験	△		
			登録	△		
			試験	△		
			登録	△		
	(財) 理容師美容師試験研修センター	精神保健福祉士	試験	×		
登録			×			
試験			△			
登録			△			
(財) 理容師美容師試験研修センター	理容師	試験	△			
		登録	△			
		試験	△			
		登録	△			
(財) 豊成学園飯塚理容美容専門学校	美容師	講習（養成施設）	×			
		講習（養成施設）	×			
(財) 給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 安全衛生技術試験協会	ボイラー技士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 省エネルギーセンター	移動式クレーン運転士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 電気技術者試験センター	電気工事士	試験	△			
		試験	△			
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	試験	△			
		試験	△			
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	△			
		試験	△			
経済産業省、環境省	(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者	試験	△		
		公害防止管理者	試験	△		
国土交通省	(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	△		
			試験	△		
	(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	△		
			試験	△		
	(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	△		
			試験	△		
	(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	×		
			試験	×		
	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	試験	△		
			試験	△		
	(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	△		
			登録	△		
			試験	△		
			登録	△		
	(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	△		
			登録	△		
	(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	△		
			試験	△		
	(社) 日本建築士会連合会	建築士	登録	△		
			登録	△		
(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格証の交付を受けている者	交付	△			
		交付	△			
(財) マンション管理センター	マンション管理士	試験	△			
		登録	△			
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	△			
		試験	△			
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	△			
		試験	△			
(財) 全国建設研修センター	電気工事施工管理技士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 全国建設研修センター	土木施工管理技士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(社) 全日本不動産協会	管工事施工管理技士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(財) 不動産適正取引推進機構	造園施工管理技士	試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
		試験	△			
(社) 不動産協会	土地区画整理士	試験	△			
		講習（法定）	×			
		講習（法定）	×			
		講習（法定）	×			
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	宅地建物取引主任者	講習（法定）	×		
			講習（法定）	×		
6府省	44法人	浄化槽管理士	試験	△		
			講習	△		
				府省数	法人数	事業数
○				0	0	0 (0)
△				6	35	61 (82.4)
×				3	11	13 (17.6)
合計					46	74 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、×印は公開していないものを示す。
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。
 4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-②-①-③ 所管府省による推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）

所管府省	法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況			
国家公安委員会（警察庁）	(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定			△	
総務省	(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定 特殊消防用設備等の性能評価			—	
	(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定			—	
	(財) 日本防災協会	防災性能の確認			—	
	(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認）			—	
	(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認			—	
	(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定			—	
	経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会	特定電気用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 ガス工作物の使用前検査 特定ガス用品の適合性検査			—
		(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査			—
(財) 電気安全環境研究所		特別特定製品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査			—	
(財) 日本品質保証機構		特定電気用品の適合性検査			—	
(財) 日本燃焼機器検査協会		特別特定製品の適合性検査			—	
(財) 日本文化用品安全試験所		特別特定製品の適合性検査 簡易専用水道の管理についての検査			—	
(財) 日本食品分析センター		製品検査			△	
(財) 食品環境検査協会		製品検査			△	
(財) 日本冷凍食品検査協会		製品検査			△	
厚生労働省		(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定			—
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定			—
	(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査			—	
	(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定			—	
	(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	国土交通省	(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査			—
		(財) 日本建築設備・昇降機センター	構造方法等の認定			△
(財) 日本建築センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本建築総合試験所		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本塗料検査協会		構造方法等の認定			△	
(財) 建材試験センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本建築防災協会		構造方法等の認定			△	
(財) ベターリビング		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 小林理学研究所		構造方法等の認定			△	
(財) 日本紡績検査協会		構造方法等の認定			△	
(財) 東海技術センター		構造方法等の認定			△	
(社) 日本免震構造協会		構造方法等の認定			△	
(社) 日本膜構造協会		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本住宅・木材技術センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 気象業務支援センター		気象測器の検定			—	
文部科学省		(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認 放射性同位元素の使用施設等の検査 放射性同位元素等の運搬物確認			—
		経済産業省、 国土交通省、 環境省	(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査		△
			(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査		△
7府省		46法人	延べ66事業	府省数	法人数	事業数
		○	0	0	0 (0)	
		△	5	20	27 (40.9)	
		—	5	27	39 (59.1)	
	合計			47	66 (100.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、—印は公開していないものを示す。
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。
 4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
総務省	(財) 日本無線協会	無線従事者	講習 (認定)	—
	(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習 (養成施設)	—
	(財) 日本データ通信協会	工事担任者	講習 (養成施設)	—
	(財) 日本防火協会	防火管理者 防災管理者	講習 講習	— —
	(財) 日本消防設備安全センター	消防設備点検資格者	講習	—
		防火対象物点検資格者	講習	—
		自衛消防組織統括管理者	講習	—
防災管理点検資格者		講習	—	
文部科学省	(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	講習	—
	(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	—
	(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	試験 講習	— —
厚生労働省	(社) 日本アイトープ協会	放射線取扱主任者	講習	—
	(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	—
	(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	講習	—
	(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	—
	(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	—
		食鳥処理衛生管理者	講習	—
	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	講習	—
		清掃作業監督者	講習	—
	(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業従事者	講習	—
	(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
	(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
	(財) 理容師美容師試験研修センター	管理美容師	講習	—
		管理美容師	講習	—
	(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	講習	—
	(社) 日本水道協会	水道技術管理者	講習	—
	(社) 日本ボイラ協会	ボイラー技士	講習	—
		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
	(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	—
		移動式クレーン運転士	講習	—
		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
		クレーン・デリック運転士	講習	—
	(社) 日本クレーン協会	移動式クレーン運転士	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
	(財) 産業教育センター	移動式クレーン運転士	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
	(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
鉛作業主任者		講習	—	
有機溶剤作業主任者		講習	—	
石綿作業主任者		講習	—	
ガス溶接技能講習修了者		講習	—	
ボイラー取扱技能講習修了者		講習	—	
(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	講習	—	
	船内荷役作業主任者	講習	—	
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	—

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
厚生労働省	(社) 労働技能講習協会	有機溶剤作業主任者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 建設荷役車両安全技術協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 東京労働基準協会連合会	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接者技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 愛知労働基準協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
	(社) 大阪労働基準連合会	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
	(社) 広島県労働基準協会	石綿作業主任者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	(社) 香川労働基準協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	有機溶剤作業主任者	講習	—	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—	
	石綿作業主任者	講習	—	
	有機溶剤作業主任者	講習	—	
	玉掛け技能講習修了者	講習	—	
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—	
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—	
(社) 東京都火薬類保安協会	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—	
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—	
(財) 省エネルギーセンター	発破技士	講習	—	
	コンクリート破砕機作業主任者	講習	—	
経済産業省	エネルギー管理士	講習	△	
	特種電気工事資格者	講習	△	
(財) 電気工事技術講習センター	認定電気工事従事者	講習	△	
	中小企業診断士	講習	—	
経済産業省、環境省	(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	講習	—
	(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者	講習	△
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者	講習	△	
	(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	—
国土交通省	(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—
	(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	講習	—
	(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	講習	—
	(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	—
	(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	—
	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習（実務）	—
			講習（交付）	—

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況		
国土交通省	(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者(ダム)	試験	—		
	(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—		
	(社) 日本自動車整備振興会連合会	旅程管理者のうち主任	講習	—		
		自動車整備士	試験	—		
	(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	□		
		整備主任者	講習	—		
	(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
	(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
	(財) 全国建設研修センター	管理主任技術者(ダム)	講習	—		
		監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	—		
	(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	—		
		建築設備検査資格者	講習	—		
	(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士	試験	—		
	(財) マンション管理センター	マンション管理士	講習	—		
	(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—			
(財) 日本建築防災協会	特殊建築物等調査資格者	講習	—			
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	△			
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽検査員	講習	—		
	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	—		
	(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	—		
6府省	64法人	延べ169制度	172事業	府省数	法人数	事業数
		○		0	0	0 (0)
		△		3	5	7 (4.1)
		—		6	59	164 (95.9)
		合計		64	171	(100.0)
		□		1	1	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、—印は公開していないもの、□印は他法人の指導等が主な業務で事業の主体ではないものを示す。
3 平成23年2月18日現在の状況を示す。
4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤ 公益法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況

法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況
(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定	—
(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	—
(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定 特殊消防用設備等の性能評価	—
(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定	—
(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定	—
(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	—
(財) 日本防災協会	防災性能の確認	—
(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認）	—
(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認	—
(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定	—
(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定	—
(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定	—
(財) 日本ガス機器検査協会	特定電気用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 ガス工作物の使用前検査 特定ガス用品の適合性検査	—
(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	—
(財) 電気安全環境研究所	特別特定製品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査	—
(財) 日本品質保証機構	特別特定製品の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 特定計量器の検定	—
(財) 日本燃焼機器検査協会	特別特定製品の適合性検査	—
(財) 日本文化用品安全試験所	特別特定製品の適合性検査 簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 日本食品分析センター	製品検査	—
(財) 食品環境検査協会	製品検査	—
(財) 日本冷凍食品検査協会	製品検査	—
(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定	—
(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定	—
(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査	—
(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定	—
(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査	—
(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査 構造方法等の認定	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築総合試験所	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	—
(財) 建材試験センター	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築防災協会	構造方法等の認定	—
(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 小林理化学研究所	構造方法等の認定	—
(財) 日本紡績検査協会	構造方法等の認定	—
(財) 東海技術センター	構造方法等の認定	—
(社) 日本免震構造協会	構造方法等の認定	—
(社) 日本膜構造協会	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本住宅・木材技術センター	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	—
(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	—
(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	—
(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 気象業務支援センター	気象測器の検定	—
(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査 危険物のコンテナへの収納検査	—
(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査 危険物の積付検査 液状化物質の積付け検査	—

法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況		
		法人数	事業数	
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	—		
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	—		
(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認	—		
	放射性同位元素の使用施設等の検査	—		
	放射性同位元素等の運搬物確認	—		
(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査	○		
(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査	—		
59法人	87事業			
	○	1	1	(1.1)
	△	0	0	(0)
	—	58	86	(98.9)
	合計		87	(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、一印は公開していないものを示す。
3 平成23年2月18日現在の状況を示す。
4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥ 公益法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	—
		講習(認定)	—
		講習(主任)	—
		講習(養成施設)	—
(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習(養成施設)	—
(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者	試験	—
	工事担任者	講習(養成施設)	—
(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	—
(財) 日本防火協会	消防設備士	試験	—
	防火管理者	講習	△
(財) 日本消防設備安全センター※	防災管理者	講習	△
	消防設備点検資格者	講習	—
	防火対象物点検資格者	講習	—
	自衛消防組織統括管理者	講習	—
	防災管理点検資格者	講習	—
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	—
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	—
(社) 日本技術士会	技術士	試験	—
(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	登録	—
(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	—
(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	講習	—
(社) 日本アイソトープ協会	放射線取扱主任者	試験	—
	作業環境測定士	講習	—
(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	—
(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	登録	—
(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	—
(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	—
	食鳥処理衛生管理者	講習	—
(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	講習	—
	清掃作業監督者	講習	—
	清掃作業従事者	講習	—
(社) 全国ビルメンテナンス協会	技能士(ビルクリーニング技能士試験・ビル設備管理技能士試験)	試験	—
(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	—
(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	—
(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	—
(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	—
(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	—
(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	—
(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	—
	介護福祉士	登録	—
	精神保健福祉士	試験	—
	精神保健福祉士	登録	—
(財) 理容師美容師試験研修センター	管理理容師	講習	—
	管理美容師	講習	—
	理容師	試験	△
	理容師	登録	△
	美容師	試験	△
	美容師	登録	△
(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校	理容師	講習	—
(財) 全国生活衛生営業指導センター	美容師	講習	—
(社) 日本水道協会	クリーニング師	講習	—
(財) 給水工事技術振興財団	水道技術管理者	講習	—
	給水装置工事主任技術者	試験	—
(財) 安全衛生技術試験協会	ボイラー技士	試験	—
	クレーン・デリック運転士	試験	—
	移動式クレーン運転士	試験	—
	発破技士	試験	—
	労働衛生コンサルタント	試験	—
	作業環境測定士	試験	—
	ボイラー技士	講習	—
(社) 日本ボイラ協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—	

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
(社) 日本クレーン協会	クレーン・デリック運転士	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
(財) 産業教育センター	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	講習	—
	船内荷役作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
(社) 労働技能講習協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(社) 建設荷役車両安全技術協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	プレス機械作業主任者	講習	—
(社) 東京労働基準協会連合会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(社) 愛知労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
(社) 大阪労働基準連合会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
(社) 広島県労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
(社) 香川労働基準協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況	
(社) 東京都火災類保安協会	発破技士	講習	—	—
(社) 東京都火災類保安協会	コンクリート破砕機作業主任者	講習	—	—
(財) 省エネルギーセンター	エネルギー管理士	試験	—	—
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	講習	—	—
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	試験	—	—
(財) 電気技術者試験センター	電気工事士	交付	—	—
(財) 電気工事技術講習センター	電気工事士	試験	—	—
(財) 電気工事技術講習センター	特種電気工事資格者	講習	△	△
(財) 電気工事技術講習センター	認定電気工事従事者	講習	△	△
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	試験	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	講習	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	交付	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	試験	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	—	—
(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	試験	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	—	—
(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	—	—
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	—	—
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	—	—
(財) 建設業振興基金	電気工事施工管理技士	試験	—	—
(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	—	—
(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 全日本不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習(実務)	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習(交付)	—	—
(財) 日本建築防災協会	特殊建築物等調査資格者	講習	—	—
(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者 (ダム)	試験	—	—
(財) 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引主任者	試験	—	—
(社) 不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 日本住宅建設産業協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 日本自動車整備振興会連合会	自動車整備士	試験	—	—
(社) 日本自動車整備振興会連合会	整備主任者	講習	□	□
(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	—	—
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	登録	—	—
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	—	—
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	登録	—	—
(財) 全国建設研修センター	土木施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	管工事施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	造園施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	管理主任技術者 (ダム)	講習	—	—
(財) 全国建設研修センター	土地区画整理士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	—	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	—	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築設備検査資格者	講習	—	—
(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	—	—
(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士	試験	—	—
(社) 日本建築士会連合会	建築士	登録	—	—
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	—	—
(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	交付	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	講習	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	講習	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	登録	—	—
(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—	—
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	講習	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽検査員	講習	—	—
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	—	—
(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	—	—
92法人	延べ220制度	246事業	法人数	事業数
	○		0	0 (0)
	△		3	8 (3.3)
	—		91	237 (96.7)
	合計		93	245 (100.0)
	□		1	1

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目 (人件費、物件費等) などの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、—印は公開していないもの、□印は他法人の指導等が主な業務で事業の主体ではないものを示す。
3 積算根拠の公開状況欄における合計値の法人数は延べ数、事業数は実数である。
4 平成23年2月18日現在の状況。
5 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。